

# 決算審査特別委員会

平成18年9月15日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第 1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について

## 出席委員（11名）

委員長	林 俊 介	副委員長	向 後 和 夫
委員	神 子 功	委員	林 一 雄
委員	明 智 忠 直	委員	日 下 昭 治
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	柴 田 徹 也	委員	滑 川 公 英
委員	伊 藤 房 代		

## 欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

## 委員外出席者（5名）

議長	鈴木 正道	副議長	高 木 武 雄
議員	景 山 岩三郎	議員	林 七 巳
議員	島 田 和 雄		

## 説明のため出席した者（112名）

助 役	重 田 雅 行	教 育 長	米 本 弥榮子
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博

保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	浪川 敏夫
社会福祉課長	遠藤 純夫	高齢者福祉課長	横山 秀喜
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	米本 壽一	都市整備課長	島田 和幸
下水道課長	山崎 健次	海上支所長	木内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊雄	干潟支所長	木内 國利
会計課長	宮本 英一	消防長	佐藤 眞一
水道課長	堀川 茂博	庶務課長	在田 豊
学校教育課長	多田 清司	生涯学習課長	花香 寛源
監査委員局長	平野 哲也	農業委員会事務局長	小田 雄治
飯岡荘支配人	野口 國男		
その他担当職員	81名		

#### 事務局職員出席者

事務局長	来栖 昭一	事務局次長	石毛 健一
主査	穴澤 昭和	主任主事	飯笹 浩一

開会 午前10時 3分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

本日は、お忙しいところ大変ご苦勞さまでございます。

本決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました林俊介でございます。委員長未熟なため、委員各位の皆様方にはご理解あるご協力とご支援をいただきまして、本委員会に付託されました9議案ともスムーズなる承認をいただければ幸いですと思っております。

なお、執行部の皆様につきましては、委員各位よりの質疑に対しまして簡潔なるご答弁をお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願いたいと思います。

議会日より取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由から欠席届が提出されましたので、これを了承しましたので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、景山岩三郎議員、林七巳議員より本委員会の傍聴をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしましたのでご了承願います。

本日、鈴木議長と高木副議長に出席をいただいておりますので、代表して鈴木議長にごあいさつをお願いしたいと思います。

議長、お願いします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞さまでございます。

本日は非常にお忙しい中、決算審査特別委員会をお開きいただきまして、本当にありがとうございます。

去る8日の本会議の席上におきまして決算審査特別委員会の設置がございました。そして、12名の皆さん方が委員ということでご指名をされまして、きょうこの決算審査をお願いするわけでございます。本委員会にお願いいたします案件につきましては9議案ということでございます。これは平成17年度の決算ということでございます。本来ならば12か月ということでございますけれども、昨年7月1日に合併をいたしまして、ちょうど9か月でございます。

その9か月間の審査を十分にさせていただくということでございますので、ひとつよろしくお  
願いしたいと思います。議案も多岐にわたっておりますので、本日は一般会計だけというこ  
とでございますけれども、よろしくご審査のほどをお願い申し上げたいと思います。

また、執行部の皆様方におかれましては簡潔なるご答弁をお願い申し上げまして、簡単で  
ございますけれども、ごあいさつに代える次第でございます。

大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願い申し上げます。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は決算審査特別委員会ということで、委員の皆様には本当にご苦労さまでございます。

今回の決算審査特別委員会につきましては、平成17年度の決算ということで、今、議長か  
らお話がありました変則的な形ですけれども、9か月の決算ということになっております。  
一般会計、特別会計、それから公営企業会計、合わせて9議案の審査でございます。どうぞ  
よろしくご審査くださるようお願い申し上げます。

今、委員長、議長からお話がありましたように、執行部の方といたしましても簡潔な答弁  
に努めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平  
成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業  
特別会計決算の認定について、議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定に  
ついて、議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5  
号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成17年度旭市  
農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計  
決算の認定について、議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案

第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案であります。

本日は、議案第1号の1議案を議題といたします。

それでは、本日の日程について御説明を申し上げます。

議案第1号の平成17年度旭市一般会計決算の認定についてのみを本日1日の日程で審査を行います。

審査方法については、歳出の款別に大きく四つに区分して、歳入歳出を合わせて順次審査を行いたいと思います。

したがって、初めに歳出の1款議会費と2款総務費、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働費から8款土木費まで、最後に9款消防費から14款予備費までの四つに区分して、区分ごと一括して説明をいただき、質疑につきましては区分ごと一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願いいたします。

それでは、議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費の担当課以外は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様方はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 5分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号の審査を行います。

議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費について、担当課長より補足説明がありましたら、お願いします。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） これから順次、各課主要事業等について説明しますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは私の方から、お手元に平成17年度人件費決算（職員手当）

について、一般会計分ということで配布させていただいています。その資料についてご説明申し上げます。なお、この資料は一般会計分だけでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに扶養手当でございます。金額はそこに記載のとおりでございます。対象職員数でございますが、367名、1か月当たりの平均が約1万8,600円。次に調整手当でございます。金額は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。支給人数は778名、1か月当たりの平均は6,900円。続きまして住居手当でございます。支給人数が294名、1か月当たりの平均が7,600円。次に通勤手当です。支給人数が623名、1か月当たり約4,900円。次に、5番目の時間外手当です。支給人数が258名、1か月当たり5万3,400円。6番目の管理職手当です。支給人数が186名、1か月当たり3万7,900円。

それから、7番目の期末手当です。支給人数が788名、この中には特別職も入っております。これは年2回でございます。2回分の平均が1人当たり28万1,800円。次が勤勉手当です。支給人数が782名、これが2回分で1人当たり13万2,700円。期末、勤勉の人数が違いますのは、休職だとか産休だとかそういう関係がございます。

それから、9番目の児童手当、これが支給人数が120名、1か月当たり6,200円。10番目の宿日直手当、支給人数が73名、1か月当たり5,400円。それから、11番目の特殊勤務手当、これは104名、1か月当たり4,500円、これはほとんどが消防職員でございます。それから、12番目の夜間手当、支給人数が85名、1か月当たり7,400円、やはりこれも同じく消防職員が主でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（野口徳和） 秘書広報課より決算の主要事業のご説明を申し上げます。

ご説明の前に、決算に関する説明資料、こちらの18ページに記載事項の誤りがございましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

訂正箇所につきましては、説明資料の18ページになります。新市「市の花」「市の木」制定事業の事業概要の欄がございます。その上から4行目であります。委員10人の委嘱年月日が平成18年9月26日となっております。この「18年」を「17年」とご訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、主要事業のご説明を申し上げます。同じく決算に関する説明資料については17ページになります。

主な施策に関する事項の広報活動費であります。決算書は73ページから75ページで、2款総務費、3目文書広報費も併せてお開き願います。

広報活動費の決算額は2,889万8,000円であります。この中で「広報あさひ」発行費は1,699万円であります。

経費の内訳につきましては、決算書の75ページになります。11需用費の印刷製本費のうち1,095万6,000円、それと12役務費の手数料のうち603万4,000円であります。手数料につきましては、新聞の折り込み手数料であります。

なお、「広報あさひ」の印刷業者との契約に当たりましては、1日号、15日号がページ数が異なることや2色刷り印刷もあることから、総額での契約は不適當であることから、1色刷り、2色刷り及びページ数により単価契約を結んでおります。「広報あさひ」の発行部数は2万3,000部であります。配布の内訳は、新聞折り込みに2万800部、新聞をとっていない世帯郵送分に800部、市役所の庁内・施設等に750部、転入者等に650部という内訳になっております。

次に、広報ファイル作成費は164万2,000円あります。決算書は75ページの11需用費の印刷製本費から支出しております。1,000円以下は省略してございます。

次に、市民便利帳等作成費、旭市ガイドマップ作成費、旭市ガイドブック作成費については、13節の委託料から支出しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 申し訳ございません。2点ほど訂正させていただきたいと思っております。

先ほど説明しました職員手当の関係でございます。7番目と8番目の期末手当、勤勉手当の関係でございますが、先ほど私、2回分と申し上げましたが、これは1回分、12月分だけでございます。6月分につきましては合併前に旧1市3町でそれぞれ支給してありますので、12月の1回分だけでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは税務課より、説明資料23ページの徴収補助員設置事業について補足説明を申し上げます。

この事業は平成14年度より実施している事業でございます。ここに記載されております事業費、また徴収実績は、7月から3月までの数値でございます。事業費につきまして、通年では事業費は291万1,104円、うち一般会計分は145万7,243円となります。また、徴収実績

の通年ベースでは、徴收件数は1,449件、徴収金額は4,570万3,845円となります。今後も徴収補助員の活用を図り、徴収体制の強化を推進して徴収率の向上に努めてまいります。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、説明資料の19ページをお願いいたします。電算システムの統合事業でございます。

電算システムの統合事業につきましては、平成16年度、17年度2か年の事業でございました。今回、平成17年度事業の決算ということでございますけれども、参考といたしまして平成16年度の事業を合わせまして総額で12億3,693万2,000円でございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして21ページ、コミュニティバスの運行事業でございます。ここに記載してございますコミュニティバスの運行事業でございますが、旭地区の試行分と飯岡地区の本運行分となっております。ここに記載のとおりでございます。

このほかに海上地区と干潟地区の決算につきましては、決算書の81ページをお願いいたします。下から6行目になります。備考欄3番のバス路線維持対策事業1,326万1,319円、この中に含まれております。内訳を申し上げますと、この中では既定のバス路線、いわゆる一般の運行を行っております千葉交通の路線バス、この確保対策、維持対策といたしまして579万8,427円、これは府馬線と神宮寺浜線の分でございます。そのほかに干潟地区のコミュニティバス、それから海上地区のコミュニティバスという二つの補助金が入っております。二つ合わせまして746万2,892円、これを含めましてバス路線維持対策事業という形になっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

なお、委員会でございますので、暑かったら上着を脱いでもらって結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1款議会費と2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、一括してお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 内容に入る前にちょっと説明をお願いしたい部分がございます。

歳入の18、19ページの固定資産税、現年度課税分の不納欠損額125万8,792円ということがありますけれども、なぜ現年度分が不納欠損されたのか。

それと、特別土地保有税について、どのようなものが特別土地保有税に該当してくるのかということです。

その2点についてまず説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、固定資産税の現年分の不納欠損の原因でございますけれども、これは法人の事業者で倒産したものがございまして、その倒産した会社が法人解散となりましたので、法人解散となりますと納税義務は消滅いたします。ただ、解散するまで現年度分は課税してしまいましたので、その分が法人の解散によりまして消滅すると。それで不納欠損処理したものでございます。

それから、特別土地保有税につきましては、平成15年度からは課税が停止されておりました、滞納繰越分だけでございますけれども、細かい要件の、面積を手元に資料がないんですが、一定面積以上の土地を保有した場合に、その土地の処分を促進するために特別土地保有税というのが平成14年度まで課税されておりました。その分で、過去に課税した分が滞納で残っておりまして、それを現在分納で納めていただいております。

要件でございますけれども、5,000平米以上の土地を所有した場合に特別土地保有税が課税されておりました。これは取得分と保有分ということでしたが、現在、新しい動きというものはない、残っているのは滞納繰越分のみでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、特別土地保有税につきましては時効というのはいないわけですか。このままずっと最後まで繰り越されるということなんですか。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この特別土地保有税につきましては、現在2社でございますが、この2社から分納誓約を徴しておりますので、時効中断はいたしません。

以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） もう1点、先ほどの現年度分の不納欠損は、法人が消滅したということ  
でございますけれども、そういった例は時々あるんですか。これは当然、裁判所からのあれ  
があつてそういう措置をされていると思うんですけれども、初めてここへ出てきた関係で、  
例外はあるという話は聞いていますが、それらについては、たまたま法人は1社のみの関係  
なんですか。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 今回、現年分の不納欠損をしたのは2社でございます。平成16  
年度もやはり現年分の不納欠損はございました。毎年、倒産処理になる法人あるいは事業者  
がありますので、毎年現年分というものは出てまいります。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑がありましたらお願いします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 歳入の件で、本会議で高木議員から質問があつたと思うんですけれど  
も、その中で、差し押さえが少し遅れて例年より件数が少なくなったという話があつたかと  
思うんですけれども、それによって発生した不納欠損というのはあるんですか。それが第1  
点です。

それから、だいたい予算どおりで収入されているんですけれども、予算に対してちょっと  
少ないのがあるんです。例えば27ページで住宅使用料ですか、金額はそんなに大きくないで  
すけれども、予算3,000万円に対して2,590万円。それから、土地売払収入というのが面積が  
減つたという話だつたんですけれども、これは平成18年度では予算にも出てきません。要す  
るに合併する年、平成17年度に出てきているやつなんですけれども、当初売る予定だつた土  
地、それを売らなくなった土地が何筆でどのくらいあるのか、その辺を教えてもらいたいな  
と思います。

○委員長（林 俊介） 佐久間委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） まず、27ページの住宅使用料の関係なんですが、実はこれは歳出の  
土木費に該当するものなんですけれども、ご質問がありましたのでお答えいたします。

これは市営住宅の使用料なんでございますけれども、予算といたしましては、現年度分と

過年度分、昔から引き継いでいる部分がございます、実は旧旭市で前から引き継いでいる部分がかかなり多うございます。その中身といたしまして、いなくなってしまうて退去したんですけれども、昔のが取れないというのが残っております、税の場合ですと5年で時効になってしまうんですが、使用料の場合には時効になりませんものですから、そのまま累積で残ってしまっているというのがあります、それが毎年1,000万円以上未収ということで残ってしまっております。

私どもの課題といたしまして、これをどういうふうに解決するのか。実際問題として収入できないものから、それをどういうふうに解決するのかというのを課題として今研究しているところでございます。そういう事情で残ってしまっております。

それから、土地の方の財産の関係なんでもございますけれども、財産の売り払いの関係でございますが、47ページです。これは不動産売払収入でございます、調定額と収入済額が一緒なんですけれども、前年度より少ないというご質問だったと思うんですけれども……

(「いや、要するに予算の執行率」の声あり)

○**財政課長(高埜英俊)** 予算はかなり大ざっぱに見積もっております、実は海岸地の土地の売り払いなものですから、その条件で話し合いが調いませんと売れないという、ただそれだけのことでございまして、その事務については今も進めておりますので、順次、売り払いを進めるという形になっております。

それで、この土地売払収入の中身なんですけれども、財政課で所管しております普通財産、主に海岸地帯に旧旭市と旧飯岡町がございますが、それとあと、都市整備課の方で駅前線なんかで土地を売ったり買ったりしております。その費用が入っております。

以上でございます。

○**委員長(林 俊介)** 税務課長。

○**税務課長(江ヶ崎純敏)** 平成17年度の滞納処分について時期的に遅れが出て、結果として差し押さえ等を行った件数が平成16年度より減ってしまったという状態ではございますが、これがために不納欠損になったものがあるかというご質問なんです、不納欠損の原因として、5年時効と執行停止、即時消滅という3種類があるわけではございますが、執行停止と即時消滅につきましては、これは差し押さえとかそういうことができる問題ではございません。

5年時効になってしまったもの、これは基本的に平成12年度までの滞納でございます。平成12年度分の滞納なんです、これが時効になってしまった方々というのが、結局、調べても差し押さえのできる財産が無かったがために、結果として差し押さえができず、したがっ

て時効中断することができないために不納欠損となったというものでございますので、基本的には、差し押さえが遅れたがため、できなかったがための不納欠損というのは考えられないという状態でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） すみません。答弁漏れがございました。

売り払いをした土地の関係でございますけれども、財政課の所管分でございますが、全部で9件ございました。面積といたしましては3,261.13平方メートル、金額が1,981万7,220円でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ここで委員の方をお願い申し上げます。

質疑をなされる時には、あらかじめページ数をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 議会費、総務費、何点かご質問したいと思います。

説明書の20ページでありますけれども、コミュニティ育成事業、宝くじとかいろいろな市の財源からも出ているわけですが、その中で宝くじ助成金というのが毎年、市でも収入で入っているわけです。合併して1市3町になったわけですが、以前から250万円くらい旧旭市には入っていたんですが、合併してどのくらいに。この内容で見ますと250万円プラスになって、500万円くらいあるのかなというような感じですが、その詳しい助成、補助といいましょうか、国・県から来るのか分かりませんが、宝くじ協会から来ると思いますが、その辺についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、21ページのコミュニティバスの運行业務委託料、委託料が飯岡、旭、ルートによって多少違うわけでありまして、この内容についてお聞きしたいと思います。

そしてまた、料金として1乗車につき100円ということになっておりますけれども、有料者数はこの中でどのくらいあるのか。

また、有料の100円の収入が、その他の収入とか使用料の収入を見ても、はっきりどこの款項目に入っているのか分からなかったもので、その収入はどこに入っているのか1度聞きたいと思います。

収入の方はそれだけです。

支出の方で、先ほど説明がありました81ページ、決算書の方ですけれども、地方バス路線維持助成金、先ほど干潟、海上の件は聞いたんですが、この額も委託料としては、先ほどの飯岡地区、旭地区とだいぶ額が違うわけですけれども、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから87ページ、説明欄1の自治振興事務費、区長の報酬431名、1,276万円、その内容は4地区どのくらいの割合でいっているのかどうか。戸数が多い所、少ない所があるわけですけれども、その辺のところも少し内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから97ページ、先ほど税務課長から話がありました徴収補助員設置事業でありますけれども、国民健康保険税の方に1人、一般会計の方に1人という徴収補助員が割り振ってあるわけですが、この人数だけでこれから1市3町、大勢の住民がいるわけですし、戸数もあるわけですけれども、今後の方針として1人くらい増やすのかどうかということ。

あと、国民健康保険税と一般会計の徴収の、先ほど実績の説明がありましたけれども、その内訳も分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、まずコミュニティの宝くじの助成、この数字ということで、決算説明資料の20ページ、この中の一番上の段に財源内訳がございます。ここの所でその他の特定財源ということで収入がございます。この860万円が今回宝くじ助成ということでいただいたものでございます。

平成17年度におきましては、たまたま合併途中ということで、各市町が申請していたものがそのまま認められた状況であります。今後これが認められるかどうかというのは、非常に厳しい状況であるということでございます。

それと、コミュニティバスの関係でございますけれども、まず収入の方、確かに一律100円で取っております。この収入でございますが、雑収入になりますので53ページになります。備考欄の24番、その他の収入の中に含まれてしまっているものということでございます。平成17年度におきましては、旭地区の試行ルートにつきましては会計の中できちんと収入として見ていた、これが228万9,000円になりますけれども、旧飯岡町につきましては、その収入と支出を相殺いたしまして精算払いのような形でございますので、決算書の中では収入は出

てこないという形になっております。

それと、どのくらい入っているのかの関連で、無料で乗っている方なんですけれども、旧旭市の試行につきましては2,244人という形になっております。旧飯岡町につきましては定期券、それから回数券等がございまして、算定がなかなか難しい状況でございます。実際に4万3,000人実績で乗っているんですけれども、概数で計算いたしますと、約1万7,000人から1万8,000人ぐらいが無料ではないかということで想定しております。

それと、支出の方で81ページの関係です。干潟地区と海上地区、この数字が旭地区、飯岡地区に比べて低いのではないかとということでございます。確かに運行便数が相当違いますので、額はかなり低いものとなっております。

干潟地区につきましては、旭市の負担分158万3,254円でございます。これは旧山田町、旧栗源町と共同運行しておりますので、赤字になっている部分、約460万円の3分の1を持っていると。それから海上地区のルートですが、587万9,638円の支出となっております。これは7便の運行の費用ということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、決算書の87ページ、備考欄1番の自治振興事務費の中の報酬についてお答えいたします。

この決算書に掲載してありますのは、旧海上町と旧飯岡町のみだけでございます。それで、旧旭市と旧干潟町につきましては、4月から6月の間に支払いの方は済んでおります。

それで、まず旧海上町でございますが、正副区長で34名、組長・班長が133名で、これは手当でございます。合計で648万9,060円。それから、旧飯岡町が正副区長66名、それと組長が198名の手当で、合計で627万1,460円と、このようになっています。

以上です。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 97ページ、徴収補助員設置事業についてのご質問でございますが、徴収補助員は現在2名で、今後増員する考えはないかというご質問でございますが、平成17年度の徴収件数を見ますと、平成16年度よりも400件ほど少なくなっております。これは私どもの方で基本的に、訪問徴収のお約束をしているケースでも、本来は自主納付が基本でございますので、できればご本人が金融機関等へ行く、あるいは窓口等で納めてもらうというのが望ましいということで、この徴収補助員にお願いしている方々についても見直しを常時

お願いしているわけでございまして、ご自分で納めてもらえるようになった方については徴収補助員から抜くということで、新しく滞納になってしまった方について、話がつけば徴収補助員に委託するというところでやっております。その結果、平成16年度より17年度の方が若干徴收件数が減っている状態でございます。各支所におきまして、もともと訪問の分割徴収だとか約束をしていただいている方につきましては、現在、支所の税務室の方で訪問しております。

したがって、まだここ何年かは徴収補助員の実績の推移を見まして、これが多くなるようなことがありましたら検討したいと思っております。

それから、徴収補助員が徴収します税のうち、市税と国保税の仕分けでございますが、これについては事業計算の上では徴収額で報酬等を計算する関係上、あえて市税と国保税には区分けをしておりませんので、内訳は出ませんのでご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） どうもありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

説明資料の21ページ、コミュニティバスの問題ですけれども、説明は分かりましたが、飯岡地区の運行に対しての有料と無料の部分、有料の部分は相殺して千葉交通で決算としてこの額なのか、その辺もきちっとご説明をいただきたいと思っております。

これから何路線か本格運行するわけでありますので、この部分、きちっと基準を作ってこれから運行してもらわなければ、不公平感といいたいまいしょうか、市民の中でそういった部分も出ないとも言えませんので、ひとつその辺もきちっと規程を作って、これから運行の指導をしていただきたいと思っております。

それから、決算書の87ページの区長の報酬ですけれども、これが相当アンバランスな部分があるという話を聞かされておきまして、この調整も平成18年度からは始めていると思っておりますけれども、何年くらいで終わるか、参考までにお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 飯岡地区のバスの関係でございますけれども、相殺いたしまして委託料がこの数字になっております。

それと、不公平感の関係ですけれども、平成17年度はこういう形で実施しております。平

成18年度でございますけれども、これからは全部同じような形でということで、収入については市の方に入れる形に予算組みをさせていただいております。

それと、高齢者と障害者の方の無料の関係、高齢者につきましては平成18年度経過措置ですよという形で、実は飯岡地区は車内の広報をさせていただいております。平成19年度からは統一していくと、そのようなことを周知している状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 87ページの自治振興事務費の関係でございますが、本年度から平成20年度まで3か年をかけまして、段階的にそれぞれの報酬から行政連絡事務委託料に変えていくと、そのような調整が調っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 監査委員の意見書の3ページなんですけれども、約13億円の実質プラスになっておりますが、これは合併したからこのくらいに合わせたのか、それとも今後ともこのくらいのプラスで予算を組んでいくのか。我々の考えとしてはちょっとプラスが多かったんではないかと思われるので、今後を含めてお聞きしたいと思っております。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

歳入歳出の実質収支が12億9,000万円強ということで、13億円近いということでございます。実は平成17年度は予算をだいぶゆったりと組んでございました。といいますのは、合併年度でございますので、途中で足りないというのも困りますし、それから、暫定予算を組んで本予算を組んでということで、その間に補正というのでもできませんし、かなりゆったりと、査定も緩やかにして組んでおりました。その関係でどうしても執行残が残ってしまったというのがございます。

では例年はどうだということでございますけれども、これは感覚で申し訳ございませんが、予算の執行率というのがございまして、たしか平成17年度は93%台だったと思うんですけれども、通常であれば95、96%くらいの執行率になると思いますから、そうしますと10億円く

らいになるのかなど。予算は収支均衡で組みますけれども、結果的には10億円をちょっと切るくらいになるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） もう1回、歳入の方からお願いしたいと思いますけれども、まず19ページの軽自動車税でございますが、軽自動車税が調定額に対して収入済額が低い、未済額が多い。当然不納欠損も多いということですが、それらの要因ですね。

それと、20ページの都市計画税も同様に調定額に対して収入済額が少ない、当然不納欠損も大きいということです。その辺の原因です。

それと、先ほど、土木使用料について過年度分が1,000万円くらいあるということで話がありましたが、1,000万円くらいが過年度分ということでよろしいでしょうか。

それと、44ページの財産貸付収入、その中で総務管理財産収入、調定額903万3,838円ということでございまして、収入未済額が150万円ほど出ているわけですが、これらについての時効等はあるのかどうか。貸し付けですので、場合によっては貸し付けを中止するとか、そのような方法がとれるのかどうかを含めてお願いしたいと思います。

それと、市税に関して、計算を細かくやったわけではございませんけれども、調定額に対して収入未済額がかなり大きいような感じをしております。そうしますと過年度分に未済額が入っていくと。そうすると平成18年度の調定額はかなり大きくなっているんじゃないかなと思っておりますけれども、予算については調定額は出てきませんので、その辺は分かりませんが、大ざっぱに比較して調定額が大きいのかどうか、その辺を含めてお願いしたい。市税について総合的にお願いしたいと思います。

それと、支出において、65ページの備考欄の13節委託料の中に弁護士委託料25万2,000円ほどあります。金額は少額でございますけれども、弁護士委託料ということは、どのような形で弁護士を委託するのかをお願いしたいと思います。

それから69ページ、コミュニティ施設管理費、その中の賃金284万9,439円でございますが、賃金を支払うものはどういう形の中で支払われているのか、コミュニティ施設はどの施設なのか、それも含めて説明をお願いしたいと思います。

もう一つ賃金について、95ページになろうかと思いますが、徴税费の中の賦課徴収費、備考欄の中で、やはり賦課徴収事務費ということで賃金が支出されているわけですが、

それらは徴収ではないわけですね、賦課ですので。臨時で採用したわけですが、その辺をどのような形で支払われているのか、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、まず26ページの土木使用料の関係からお答えいたします。先ほど正確な数字を申し上げませんでした、大変申し訳ありませんでした。

調定額なんですけれども、9か月で4,546万2,200円でございます。そのうち現年分が3,048万9,700円でございます。残りの1,497万2,500円が過年度分で、前々から引き継いでいる部分でございます。

それから、45ページでございます。土地の貸付料の関係でご質問がございました。これも実は旧旭市で昔から引き継いでいる部分がありまして、なかなか整理ができないのが実情でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように時効というものがございませんので、それをどういうふうに処理するかというのがこれからの課題ということで、今、研究を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、ご質問の中の軽自動車税、それから都市計画税の徴収率が低い、この原因でございますけれども、考えられますのが、普通の所得税や個人市民税というのは所得課税でございますので、所得があるものについて課税する。したがって、それだけの担税力があるから課税するんだということなんです。固定資産税、都市計画税、それから軽自動車税といった物に対する課税の場合は、所得の有無と多少にかかわらず課税されるものでございますので、所得の回復が遅い当地域におきましては、どうしても所得が無い、あるいは所得の少ない方々については、こういった物に対する課税の負担感が重いということが原因であろうと考えております。

その証拠といいますか、固定資産税よりも都市計画税の方が若干徴収率がまた低いわけでございます。これなんかも、都市計画税の場合は土地と家屋のみでございますので、法人のようなある程度担税力のある方もいる固定資産税と比べると、都市計画税の納税義務者の方は担税力が若干少ないのかなと考えております。

それと、本会議の時にもお答えしたかなと思いますけれども、固定資産税、都市計画税といった税、これは軽自動車税もそうなんです、破産したような方についても現年課税を行

います。これは法的な処理が始まっているわけで取れないのが分かっているんですが、現在の法ですと課税をしなければならないということで、したがって、現年分の徴収率がほかの税目に比べて低いという原因の一つにもなっております。

それとあと、軽自動車税につきまして、税額が小さいものですから、納税者の方が、例えば人に譲ってしまった場合でも届けを出してくれない。それから、盗難などに遭った場合に、警察へは届けるけれども市へは届け出はやらないということがあります。実際にお宅を訪問した職員に、そんなものもう無いと言われる方もございます。そういった方についてなかなか調査が十分行き届きませんので、これを調定から外すとか、きちっと廃車をしていただくとか、そういうことが間に合いませんので、軽自動車税の場合には、本来無いんだけど課税しているという例がある程度は考えられます。

それから、市税全般についての収入未済の問題でございますけれども、平成16年度決算におきます市税全体の収入未済額が13億6,000万円ほどございました。この平成17年度の収入未済が13億6,400万円ということで400万円ほど増えております。これにつきましては収入未済が若干増えてしまっている状態でございます。

それから、95ページの賦課徴収事務費、賃金でございますけれども、これは確定申告時にアルバイトを9人雇用しました。その賃金でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、決算書の65ページ、13節委託料の弁護士委託料についてお答えいたします。

これにつきましては、こういう世の中になってきまして行政にかかわる紛争等が多いです。それで、昨年10月に顧問弁護士を旭市で雇いました。1か月4万円プラス消費税の6か月分をお願いしております。もし裁判等があった場合においては、その都度別途報酬を支払うと、そのような契約になっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 干潟支所長。

○干潟支所長（木内國利） それでは、69ページのコミュニティ施設、賃金の関係でございますけれども、これは干潟地域にあります改善センターとコミュニティセンターの臨時職員の用務員の手当と、それと午後5時から午後9時までの一部残業分を含んでいる数字で、284万9,439円となっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） 説明はそれぞれいただいたわけでございますけれども、やはり税でございますので、時効が大きいということはかなりあるわけですね。市税1億1,000万幾らがあるわけでございますので、公平ということになると、当然頑張ってもらって収納を上げていただくということが一番いいかと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

それと、それに関してでございますけれども、合併協議会の際に、私も記憶が薄ら覚え程度でございますが、傍聴した際に、旧市町ごとに徴収率を出すというような話が過去あったような記憶をしているんですけれども、それらを出すことができるかどうかお願いしたいと思います。当然、協議会で協議された内容だと思っておりますので、当時出すというようなことを触れていたと思っておりますので、その辺をお願いしたいと思います。

それと、説明資料の中において、4ページですけれども、財政の弾力性、本会議の説明の中で、経常収支比率は3.6ポイントほど上昇しているということで、その原因は、合併によるいろんなものがかさんだというような話が出たように記憶しているんですけれども、経常経費というのは合併等による臨時的経費がそこへ含まれるものなのか。私の理解では含まなくてもいいんじゃないのかなと。平成16年度に急遽出たものですので、臨時的な経費ということじゃないのかなと思っておりますけれども、その辺も併せて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 旧市町の税の徴収率でございますけれども、合併後のコンピュータプログラムでは、旧市町ごとに計算しないようなプログラムになっておりますので、残念ながら旧市町ごとの徴収率は出ません。よろしくお願いたします。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

確かにご指摘のように、合併時の費用というのは基本的には臨時的な経費だろうと思っております。

それで、経常的経費の率が上がった理由といたしまして私の方でご説明いたしましたのは、合併時で年度が途中で区切られてしまいますので、建設事業がなかなかできにくかったと。しみじみしたというか、ちゃんとした建設事業をやったのは海上中の建設くらいのものでございまして、実は入札の本数もだいぶ減っているような状況でございます。そういうものの

はね返りでもって、結果的に経常的経費が上がっている部分がありますというふうにご説明いたしました。そのように思っております。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、合併協議会で説明されたものは、もうほごにされたと理解していいんですか。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 申し訳ありませんが、合併協議の時の税務部会の協議の中では、市町ごとの徴収率を出すという、そういう決定まではいっておりませんで、できればいいなという話はあったかもしれませんが、結論としては、やはりお金の問題で、そこまではやらないということになったんだと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 質疑は途中でございますけれども、ここで11時25分まで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑のある方。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。歳入で1点、それから歳出で6点ほどお伺いしたいと思います。

歳入の関係では、今も議論がありましたけれども、市税全体的には不納欠損、そしてまた収入未済額というのが増加傾向にあるということもありますので、その点と、その中でも固定資産税も若干増えているのではないかというような状況もありますので、市税につきまして、全体的には不納欠損が1億1,398万2,622円、収入未済額は13億6,414万9,291円というふうなことでございまして、できましたら結構ですけれども、今回合併いたしまして、

町の関係については調査のしようが無いというようなことも考えられますけれども、不納欠損並びに収入未済額が増加傾向にあるということ考えた場合に、経営不振とか生活が困窮しているとかというようなことも考えまして、その点で不納欠損なり収入未済額が増えているのではないかなというふうに思うわけでありまして、そういった意味で、その傾向について何か分かるような指針がありましたらお伺いしたいと思います。例えばサラリーマンですとか自営業でも、そういうもので判断ができるようなもの、あるいは所得に応じて分かるようなこととか、そういうような物差しが分かれば全体的にお伺いをしたいのが歳入です。

歳出でございます。73ページでございます。この節にはないんですが、当初予算には委託料として計上してありました職員研修費ということで、141万6,000円ほど計上されておりました。当初予算の予算書の54ページに当たりますけれども、今回の決算につきましては141万円余りの額が計上されていない。要は使われていないということで計上されております。せっかくお考えがあつて予算計上してあるというふうに思っておりますけれども、それが決算では無いということについては、当初の考え方、そしてまた不用になった理由というものがあるかと思しますので、その点お伺いをいたしたいと思います。これが第1点目です。

次に、85ページになります。これは説明書の19ページとも関係いたしております。本会議でも一般質問であつたと思いますが、この電算システムを導入することによりまして、住民記録とか税、福祉、財務会計などのシステムが効率的に、住民サービスということも併せましてつながっていくんだという事業効果がございますけれども、一般質問の中で、平成16年度、17年度の来庁者の申請に係る数値が本会議で表されました。結論的には、各支所よりも本庁に来るのが平成17年度では増えているというような内容の説明があつたわけでございますけれども、平成17年度電算システム統合事業によりまして、従来の問題点が、事業効果ということで書いてありますけれども、どのような問題点が解消でき、そしてまた事業を進めた結果、例えば人が減ったり、何か形として現れるような状況があつたのかどうか、どのように検証して今後の効果について反映をしていくのかどうか、簡単に結構ですからお示しをいただきたいと思ひます。これが2点目です。

次に85ページです。同じページですが、5節の統合型地理情報システム整備事業ということでございます。これについては平成17年度、18年度の2か年で整備をしていこうという内容のものでございます。したがいまして、平成17年度につきましては終わって18年度を迎え、今、進行形だというふうに思っておりますけれども、現在の状況をお聞かせ願ひ、またいつごろ完成できるのか、どういった利用をしていくのかについても含めてご説明をいただきたい

いと思います。

次に89から91ページ、内容的には総務諸費の市バス運営事業についてお伺いをいたします。これにつきましては、当初計上されていなかった14節の使用料及び賃借料、さらに備品購入費というのがございますし、予備費が充当されているという内容でございますけれども、私がお伺いしたいのは、市バスの利用団体、そしてまた運行の日数はどうであったのか、そして運行の業務委託をしているということでございますので、こういった所にどういう内容で業務委託をしているのか、この点につきましてお伺いをしたいと思います。

同じ91ページですが、一番下の防犯対策事務費の19節です。合併いたしまして、街灯電気料の補助金ということで予算計上してありますが、補助金を交付する時に基本となるようなことが無ければ交付ができないと思います。その点、各区に防犯灯が設置されておりますけれども、基本となるようなことについてはどのように考え対応されてきたのか、お伺いをしたいと思います。

次に93ページ、新市合併記念式典費の13節委託料の関係ですが、これは説明書の22ページにございます。1点だけお伺いいたしますが、今回、市章のデザインが決まりまして、現在使っておりますけれども、この中に市章デザイン使用要領作成委託料ということで200万円ございますが、これにつきましては、使用要領の作成というのはどういったことで、どこにどのように委託をされてきているのか、簡単に結構ですからご説明をいただきたいと思ます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、税全般について、不納欠損、収入未済等も含めて増加傾向にあるけれども、今後の傾向を判断できるものはあるかというご質問でございますが、旧3町については滞納者等についての分析等を行っておりませんでしたので、過去についてのデータがございません。したがって、これからの傾向を比較するものがございませんので、判断できるものが無いのが現状でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、決算の説明資料の19ページと決算書の85ページにかかわります電算システムの統合事業、どのような効果ということなんですけれども、実際には旧

市町単独でそれぞれ運用していたものが、旧1市3町の庁舎をすべてネットワークで張り巡らされております。そうしますと、今まで旧旭市、本庁でしかとれなかったものがすべての旧市町でとれると、こういうのは一つのメリットだろうと。それと人的なものにつきましては、今手元に資料がございませんので、申し訳ありません。

あと、統合した関係での経費の面から、合併の導入経費、それから新旭市として導入してということで、10年程度のランニングコストを比較したものがございまして、合併により削減された額というのが10年で約1億1,000万円ぐらい出るんじゃないかという試算を持っております。

それと、GISなんですけれども、いつごろ、どのようなこれからの利用があるのかと。平成17年度の決算の数字でございまして、これにつきましては航空写真を撮ったというものだけでございまして、実際に12コースで393枚の写真を撮っております。平成18年度なんですけれども、これをデータとして処理いたしまして、地図の図化を現在行っております。これにつきましては工期が平成18年12月20日になっておりますので、今、鋭意図化が進んでいるところで。

これから、これは統合型のGISということでデジタルでデータができますので、今後の利用というのは、いろんな業務の中で地図を使用したいという時には、デジタルデータとしてそれぞれが取り出せるということになります。ここに例えば防犯情報であるとか、いろんな情報を今後上乘せしていくことができる、そういう基礎となるものであるということで、総務省の進めている情報システムをみんなで共有できますよと、そういう形になる予定でございまして。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から何点かお答えいたします。

一番最初に、決算書73ページ、職員研修費の13節委託料のことでございまして、平成17年度は合併後の事務処理等が非常に多かった関係で、当初予定しておりました民間講師による接遇研修等を実施することができませんでした。そのためこのような結果になったわけですが、本年度はだいぶ落ちついてきましたので、このような研修については8月に既に実施しているところでございます。今後もアクションプランの中でも計画しておりますが、積極的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから次に、89ページの市バスの関係でございまして。運行日数ということでしたので、

お答えいたします。

現在、市ではバスが3台ございます。それで、旧旭市のバスが121日、それから旧海上町のバスが129日、旧干潟町のバスが151日、合計で401日となっています。

なお、委託の関係につきましては、旧海上町のバスが委託をしております。内容につきましては支所長の方から答弁させます。

次に、91ページの防犯対策事務費の中の19節の関係です。防犯灯の維持管理費助成金ですが、基本はということですが、これにつきましては、防犯灯はあくまでも区長を通して市の方へ申し込んでいただいております。それで、市の方で設置しました灯数につきましてはすべて把握しておりますので、この数値を基に助成をしているところです。

地域別に申し上げます。昨年度、旭地域が1,950灯、海上地域が806灯、飯岡地域が738灯、干潟地域が580灯と、このような内訳になっております。

それから93ページ、合併記念式典の中の市章デザイン使用要領作成委託料でございますが、これは愛知美術大学の中の森旬子デザイン室という所と契約をして作成したものでございます。

目的といたしましては、要領を作りまして、ロゴ等いろいろなものを作るに当たって、きちんとした作成要領ですか、そういうものを作る必要がありましたので作ったものです。例えばここに市章がございます。我々も付けております。これにつきましても、こういうようなものを作る時には、サイズが幾つで、色もこういう色ですよと、そういうものを決めたもので、こういうようなもので、それぞれ封筒に使う場合だとか、車のわきへ付ける場合だとか、そういうものを全部決めたものです。

それで、例えばブルーの色もインク番号ですか、これは例えば大日本印刷にもいろいろあります。そういう所の何番のインクですよと、そういうものを決めて、要するにほかで同じようなものを使われないようにと、そんなことがあって作ったものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほどの電算の統合の関係で1点訂正させていただきたいと思っております。

合併による削減額というのは、これは統合に関して1億1,700万円ということでございます。10年間のランニングコストを見ますと、10年で5億7,000万円ほど合体で運用した方が有利だという数字が出ておりました。申し訳ありませんでした。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 申し訳ありません。1点訂正させていただきます。

先ほどのマニュアルの関係ですが、私、愛知美術大学の中の森旬子デザイン室と申し上げましたが、これは大学とは関係ございません。別個に森旬子さんがこういうデザイン室を営んで事業をやっているところでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 海上支所長。

○海上支所長（木内孫兵衛） それでは、決算書91ページの委託料267万2,000円の件についてお答えを申し上げます。

これにつきましては個人と契約しておりまして、基本的には1日1万7,000円というようにことで契約しております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 今ご説明がありました運行業務の委託の関係につきましては、個人と契約ということであれば契約書は取り交わしてあるのかどうか。

それから、利用団体がどうかということについて答弁漏れされておりますので、どういう団体が利用されているのか。先ほど旭、海上、干潟のバスということがございましたけれども、概略どういう団体が使われているのかお示しをいただきたいと思います。

あと、街灯の関係で今ご説明をいただきましたが、平成18年度の街灯の予算を見てみますと、平成17年度よりも若干多くなっているということは、平成17年度の4月から6月の合算だというようなこともありますけれども、増えていることについては、今、課長の方からお示しをいただきました旭が1,950灯とかというご説明をいただいた数で間違いはないかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

あと、電算システムの関係で、前後して申し訳ありませんけれども、通常、行政効率を高めるということを考えますと、システムが導入された後は、民間ですと人が減るとというのが通常聞かれますが、電算システムが統合されまして、あるいは電算については各部署で使っておりますけれども、そういったことを考えますと、やはり人数を削減して、削減した分、住民サービスに頑張ってくださいという形がとれるかと思います。平成17年度いろいろやってこられましたけれども、その点の人事のことにつきまして、減った部署、効率があった所というのは現在考えられるでしょうか、その点をお伺いいたします。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 申し訳ございませんでした。

バスの利用団体でございますが、学校、子ども会、スポーツ少年団、体育協会、文化協会等の団体でございます。

それと、街灯の数は間違いないかということですが、昨年度、助成金を交付するに当たって、それぞれ各区長に灯数を確認して支出しております。それで、中には足りないという所もあったんですが、よく調べてみましたらそれは独自で付けたものですから、それは対象外ですよということでご理解をいただいたところです。

以上です。

○委員長（林 俊介） 海上支所長。

○海上支所長（木内孫兵衛） それでは、運転業務委託の契約の件でございますが、これにつきましては契約を締結しております。

以上です。

○委員長（林 俊介） もう1点答弁をお願いします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算システムを入れたら人が通常その部署では減るんじゃないかと、そういうご質問でございましたけれども、実は旧1市3町でも同じような電算システムを使いまして、ただそれぞれ単独でその業務を行っていた。それがたまたま全部一緒になって横のネットワークができましたという形でございます。具体的にやっている業務というのは、旧市町の窓口でやっていたものとほとんど変わらないものを行っている。さらに高度なものを入れていけば人が減っていく、これは当たり前のことでございます。

そういう中で、じゃどれだけ使いやすく持っていけるかというのが課題だろうと思います。平成17年度におきましては、当然、当初の導入ということで、今まで使っていたシステムと違うものが入ってまいりましたので、そこの中での混乱も多少ございました。そういう中でなかなか人が減らされなかったのかなというふうに思っております。当初の7月1日の配置から、現状ではなかなか減らせていないんじゃないのかなというふうに、企画課としては考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 平成17年度の決算を迎えまして、5年計画で旭市行政改革アクションプランということで、平成21年度まで進んでいくわけですが、やっぱり市民が親しみやすく効率的で簡素な行政基盤という、そういったことで基本方針の中でも第一義にうたわれております。そういった意味で、当座はコンピュータとか使う場合には、なれないということもありますけれども、行政改革をしていく場合には、同じ人が張り付くということではなくて、早くなれるとか、あるいはもっといいソフトを入れて人的な改善をしていくとかという、そういったことも必要だというふうに思っております。

そういった意味で、平成17年度が終わりまして平成18年度も今9月でございますので、来年度に向けてこの基本方針をしっかりと受け止めていただきまして、市民が親しみやすく効率的なシステムの構築というのが大きな課題だと思いますので、ぜひ市民に親しまれるような行政改革を進めていただくようお願いしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑は。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） それでは1点だけお伺ひいたします。

決算書の26ページになりますけれども、先ほどもありましたが、5番の土木使用料の市営住宅の収入未済額の件なんですけれども、委員からも質問が出たし、数字が少なくなるように今後努力していきたいということでありました。

そこで、市営住宅入居の時に保証人を付けると思うんですけれども、その方にお話しするというようなことはいけないものかどうか、お伺ひしたいんですけれども。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 今、保証人に話をしたらどうかというご指摘をいただきましたけれども、もちろん私の方もそのように考えておまして、必要に応じて保証人の方にお願ひしたりということで、保証人の方から話していただくということもやっております。ただ、実際問題としまして、今なかなか厳しい経済状況で、保証人の方も厳しい状況でございますので、なかなか思うようにいきませんが、担当職員は、夕方になりますと出かけたり、それから休日に出かけたりということで徴収に歩いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員。

○委員（林 一雄） 保証人からいただいたことありますか。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 今のところ保証人から払ってもらったことはございませんけれども、保証人から払うように言ってもらったりということはしております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

向後委員。

○委員（向後和夫） 1点質問させていただきます。

市バスについてでございます。こういった質問を果たしてしていいかどうかという問題もあろうかと思えますけれども、ご承知のとおり飯岡荘が今、白バスということで、料金をももらった点で警察の調査が入っているわけでありまして。そういった中で、市バスが今3台あるということで、その使用料の問題ですね。旧飯岡町の場合には、役場関係で利用したのも実費相当のものももらっていたんです。それが今問題になっているものに入っているわけなんですけれども、市バスにそういうことは無かったか。あるいは、今、市バスが3台と飯岡荘のバスが2台あるわけですね。都合5台。それが青ナンバーがとれないかということについて質問したいと思えます。

○委員長（林 俊介） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） バスの関係でございますが、使用料につきましてでございますが、今は取っておりません。ただ、その中でいただいておりますのは高速道路の料金、今、旭市のバスは全部ETCが入っているんです。その関係で団体にその分だけはいただいていると。それ以外は取っておりません。

それと、青ナンバーの件ですけれども、その辺も、今、例の件がございましてから調べているところなんです。ですからもうちょっと時間をいただきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどの神子委員の関連になりますけれども、電算システム統合事業ということで2億7,000万円ほど今回決算していますが、合併のときに12億円くらいのネットワークということで、その中には末端のパソコンとかそういうものも入っていますけれども、その中にもソフトが入っていたと思うんです。これは多分ソフトの金額だと思うんですけれ

ども、その時にはこういうことは全然計算していなかったのでしょうか。

それともう一つですけれども、全体的な質問なんです、市ではどのくらいの工事、それと業務委託とか物品の購入をやっていて、その予定価格に対する落札価格ですか、落札率というのは、前から比べるとだいぶ安くはなっているというようなお話は聞いていますけれども、実際の数字はどのくらいなのでしょう。

例えば、課じゃなくて市全体の物件に対してとか、建物に対してとか、業務委託について、その辺をはっきり出してもらって、ほかの行政の場合だと平均落札率というのが極めてパーセントが低くなっているにもかかわらず、旭市の落札率というのは高止まりしたままということは、入札の仕方とか、予定価格とか、その辺も含めまして改良の余地がだいぶあるのではないのでしょうか。

そういうことで、今までのことでなくて、これからの予定につきまして、この決算を見てどのように対応していくのかということで、ぜひ財政課長にお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算の統合に関してのソフトの導入というような話でございました。この電算システムは、冒頭申し上げましたとおり統合で12億3,693万2,000円かかっております。その主な内容といたしまして、システム機器の一括購入の中でこれが6億553万5,000円、システムの統合業務という業務委託の面で3億2,819万4,000円、あとはネットワーク整備と1市3町のデータの移行等の費用がかかっております。このシステム機器一括の中でソフトも組み込まれて、基幹のソフトを利用しているという形になっております。細かな数字は、今、手元にございませんで申し訳ありませんが、システム機器一括の中でその数字であるということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、契約の関係について私の方からお答えいたします。

まず、契約の状況はどうだったかということだと思いますけれども、平成17年度の契約の状況をお答えいたします。7月から3月までの9か月分で、一定規模以上で財政課で扱った部分でございます。

まず建設工事でございますけれども、件数が65件です。契約金額がトータルで21億6,710万5,500円、それに対する予定価格が22億2,080万8,500円でございます。その平均落札率が95.7%ということでございます。

それから、業務委託というのがございまして、これが29件、1億4,778万8,550円、これが契約金額でございます。予定価格が2億2,353万8,700円、この平均落札率が90.5%でございます。

それから、物品の購入でございますけれども、件数が6件ありまして、契約金額が6,774万2,571円、予定価格が7,511万1,960円で、この平均落札率が92.4%ということでございます。

それで、トータルの件数が100件で、その平均落札率が94.0%ということでございまして、ご指摘いただいたように、いろいろ工夫をしましてまいりまして若干下がりがつありますけれども、正直なところもう少し下がってくれたらいいなと思うのが実際のところでございます。

そして、これからどうするんだということでございますけれども、一つは予定価格を下げる。それはその基になる設計金額を下げるというのが一つあるかと思えます。これについては財政課で直接やっているわけではございませんけれども、常々、市長からもできるだけ安くなるようにしろというようなことを指示をいただいておりますので、これからいろいろと関係課と研究をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

もう一つは、入札の方法の改善でございますけれども、一般競争入札を取り入れたりと、それから平成22年ごろを目途に電子入札というようなことも研究しておりますので、そういう中で改善しながら、落札率というのは予定価格があって決まるわけですから、下がるかどうか分かりませんが、契約金額はできるだけ下げようしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

特にこれからの落札率というのは、先ほども言いましたようにまだ高止まりしているというのが現状でございますので、今言われた3点を、平成22年までということでなくて、来年度予算からでもできることはできるだけ早くやって、例えば10ポイントも下がるということは、少なくとも20億円の中だったら2億円はほかのサービスに使えるということになりますから、そういうことで、ぜひ早急にこのことについては手を付けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほどから固定資産税の不納欠損の話がだいぶ出ておりますが、こうして見てみますと、私どもの町などは評価額が低いので、この金額の多さにちょっと驚いているんですが、この場合に、例えば住宅でも、先ほどの税務課長のお話では、破産とかした場合、固定資産税は当然かかっているんですが、一般の住宅でも、完全に人が住まなくなっちゃって、屋根も半分崩れ落ちて床も抜けていると、こういった状況でも建物が建っている以上は固定資産税はかかるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 固定資産税が賦課されるかどうかは、家の場合はそれが家というふうにも認められるか否かで決まりますので、例えば屋根が抜けた、壁が壊れている、その状態が家として認められない程度になれば固定資産税は課税しませんが、反対にまだ家であると認められれば、穴があいても課税されるということになります。

以上です。

○委員長（林 俊介） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、抹消の登記をしなくても、認めれば固定資産税はかけないということでしょうか。

それとあと、身近にあるんですが、農家の家で当家の人がいなくなっちゃって、行方不明ですから分からないんですが、近所の方々は台風とか火災が起きないか心配なんです。ところが、負債があるんだからそのうち競売にかかるだろうと周りには見ているんですが、銀行に抵当が入っていないので競売にかからないと、こういう場合には、先ほど言いましたように市としては差し押さえなり何なりを、そういう場合には手続きを進めるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 家の場合、1月1日現在でその家があるかどうかで判断して、課税対象になるかどうかというのが決まります。後でおっしゃいましたように、不在になってしまっている家でございますけれども、それにつきましては、不在の場合でも家屋がありますと課税しなければなりません。

ただ、差し押さえ、公売ということになりますと、実のところまだ旭市のレベルで不動産、特に家屋などの公売を行った経験もございません。また、まだ職員も勉強中でございますの

で、そういうものについても実際の公売ができるようにしたいとは考えておりますが、これからしばらく勉強させていただきたいと思います。今、勉強中でございます。

○委員長（林 俊介） 木内委員。

○委員（木内欽市） なぜこういうことを言うかといいますと、私も一般質問の時、課長からお答えいただきましたが、昔は税が優先していたでしょうが、今は銀行の抵当権が優先するということですね。そうすると、新たにその土地を求めた人は、当然固定資産税も何も払わなくていいわけですね。そうするとその分、例えば差し押さえをしておけば売った金額から市の方へお金が入るわけです。ですから、そういうことをこれからはやっていると、5年で時効になると、悪質な人は最初から払わないわけです。それで差し押さえもかからないと。ですから、これはこれからは考えていく必要があるんじゃないかなと、こう考えます。ましてこれから都市計画税の網が各町にもかかりますと、当然税収も増えるわけですから、ぜひそういう場合には調べて差し押さえなり何なりをした方がいいと思います。

ちなみに、差し押さえをやって費用がかかっちゃったらしょうがないですが、差し押さえの費用というのは結構かかると聞いているんですが、分かれば教えていただきたい。

それとあと、前後しましたが、先ほど日下委員からありました弁護士を頼んだということですが、どちらの方の弁護士か教えていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 今までも、不動産で土地等で抵当権が付いていない物件があった場合に何件か差し押さえをやっております。したがって、木内委員にもしそのような情報がありましたら税務課の方に教えていただければと思います。そのような抵当権が入っていない物件で滞納税があれば差し押さえをさせていただきますし、市町村が差し押さえをやる場合については特別、金はかかりません。ただ、公売をする場合には、不動産鑑定だとか保証金だとか一定の費用がかかりますが、差し押さえそのものには金はかかりませんので、ぜひ情報をお寄せいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 顧問弁護士でございますが、千葉市でございます。

○委員長（林 俊介） 木内委員。なるべく簡潔にお願いします。

○委員（木内欽市） それでは、家屋の固定資産税ですね、登記が優先しないということであ

れば、1月1日現在の所有者ですから、例えば12月の暮れに解体をして登記をしなくても、それを認めれば固定資産税はかけることができないと、こういうことでしょうか。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 課税するか否か、これは登記の年月日とはまた別に、1月1日にその建物が存在したか否かで判断いたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 4 分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄議員より本委員会の傍聴をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解願いたいと思います。

続いて、第3款民生費と第4款衛生費について、担当課長より補足して説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、主要事業のうち、決算書の方は137ページ、下の方に2番の介護予防事業とあります。あと、決算説明資料の方をご用意をお願いしたいと思います。決算説明資料の34ページ、介護予防事業ということで決算額1,334万5,000円。なお、括弧書きの方は通年ということで、4月から6月を加えた額になっています。

事業の内容ですが、対象者としましては、介護保険制度の利用者以外のいわゆる制度に該当しない方を対象に、介護予防事業ということで記載の三つの事業を行っています。

一つ目は生きがい活動支援通所事業、これはデイサービス事業と言われるものです。内容

としましては、デイサービスセンターで日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をし、要介護状態への進行を予防するという事業です。委託先としましては、やすらぎ園及び旭市社会福祉協議会となっています。利用者の方は70人、利用回数としまして338回ということです。ただ、利用につきましては週2回以内ということになっています。その事業費が568万981円です。

二つ目の軽度生活支援事業です。これも介護保険の対象外の方で、家事援助及びひとり暮らし高齢者訪問調査及び見守りということで、ヘルパーを家庭に派遣しまして、主に家事援助等を行うという事業になっています。委託先としましては旭市社会福祉協議会、利用者は38人で1,815回。それと、独居老人等の訪問調査を行ってまして、373件行いました。事業費の決算額ですが、751万9,286円です。

三つ目の事業としまして生活管理指導短期宿泊事業、これはショートステイと言われるものです。生活習慣が欠如していた方を短期間施設に宿泊し、生活指導・支援をするという内容です。委託先につきましては東総園で、利用者が3人、利用日数はここに記載がありませんが、14日間の利用がありました。事業費としましては8万3,380円です。

その他事務費等を加えて1,334万4,937円という事業内容になっています。

以上です。

○委員長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、決算資料の38ページをお願いいたします。

児童扶養手当給付事業、これは母子家庭のことを意味しています。母子家庭等の生活安定と自立促進のために児童扶養手当を支給し、もって児童福祉の増進を図るという目的でございます。そして、8月支給につきましては4月、5月、6月、7月分を支給する、12月の支給につきましては8、9、10、11月分を支給するというようになっております。あと支給月は4月でございます。それと、これにつきましては、旧3町の場合、4月から6月までについては県事業として行っておりますので、県の方で措置されております。

内容につきましては、児童扶養手当の中で全部支給、それから一部停止者、第2子加算、第3子以降加算と。そして、全部支給というのは所得に応じてでございます。所得によって一部停止者、全額支給で4万1,880円となります。それで、現在、旭市では4,180円以下より9,880円の人を指しております。第2子加算は5,000円です。それと、第3子以降は3,000円加算と一律です。そして、ここに延月人数と表しておりますが、世帯でいいますと790人ということでございます。これによって児童福祉の増進が図られたと思っております。

次に、43ページでございます。これは生活扶助費でございます。これは旧3町にはございませんでした。市の事業として実施しているものでございます。目的は、最低限度の生活を無差別・平等に申請者に対して保障し、併せて自立を助長するというところでございます。

そして、その内容につきましては、生活扶助費、これは生活費でございますので、電気、ガス、水道、食費、それから被服費というふうになっております。

住宅扶助費は、アパートを借りたり地代となっておりますが、限度額がございます。3万7,200円が限度でございます。

教育扶助費でございますが、これは文房具代ということで、小学校毎月2,150円、中学校4,180円。それと入学する時、小学校に入学する時は3万9,500円、中学校に入学する時には4万6,100円となっております。

介護扶助費につきましては、介護保険に基づく介護保険料や保険料でございます。

それと医療扶助費、入院、入院外、これは通院でございます。そして、これについては医療保険が効きませんので、市が10割負担です。

そして生業扶助費、これは本来、仕事を始めるとか事業を起こす、その時のものでありますが、現在は、高校も義務教育に近いということで高校生が対象になっております。

出産扶助費、これは1人で28万円でございます。

施設事務費でございますが、救護施設に入所した方々の費用でございます。

これらの負担割合は、国4分の3、市4分の1となっております。

それで、下の生活保護法第63条はということかといいますと、「被保護者が、急迫の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに……返還しなければならない。」と、これはということかといいますと、土地を持っていてもすぐに売れない場合もございます。そういったことを意味しております。

次に、第78条でございますが、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」というところでございます。

次に、第73条でございますが、「都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。1. 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1。2. 宿泊提供施設又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者（これらの施設を利用するに至

る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1」ということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、健康管理課から補足説明申し上げます。

まず、健康管理課の所管でございますけれども、4款1項保健衛生費のうち、1目保健衛生総務費、2目予防費、3目母子保健費の三つの目を所管しているところでございまして、その決算額につきましてはおよそ4億900万円というところで、92.7%程度の執行率となっております。

それでは、主な事業につきまして、説明資料の44ページ、45ページでご説明申し上げたいと存じます。

まず、44ページは老人保健事業関係について説明してございまして、新市における決算額は1億3,582万9,000円でございます、そのうち特定財源の国県支出金は3,623万7,000円、内訳といたしまして、国の老人保健事業負担金が1,616万1,000円で、県の負担金が2,007万6,000円でございます。

なお、その他の162万3,000円につきましては、財団法人前立腺研究財団からの助成金でございます。括弧内の金額は4月から6月分を合わせた通年の決算額を記載してございます。

次に、事業概要について申し上げたいと存じます。

平成17年度の保健事業につきましては、旧市町の年間スケジュールに基づきまして実施したところでございます。対象者につきましては、事業により若年の方を対象とするものがございますが、老人保健法に基づく40歳以上を基本としております。また、胃がん検診はじめ各種がん検診の対象者は、国の指針に基づいたものでございます。

最初の健康教育につきましては、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより、自らの健康は自らつくるという認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として実施しているところでございます。集団や個別での健康教育のほかに、基本健診の結果説明会や生活習慣病予防教室、転倒予防教室、高齢者筋力向上教室など各種健康教室を実施しております。

なお、健康相談は、生活習慣病の予防及び改善その他心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行うものでございます。海上・飯岡地区では、健康増進センター利用者へ

の運動指導と併せまして、生活習慣改善指導等の随時相談が増加してきております。

訪問指導は、療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族等に対して、問題を総合的に把握し必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持・増進を図るものでございます。

次に、基本健康診査は、疾患等の危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるために実施しているところございまして、事業費につきましては旧干潟町で実施した括弧書きを含んだものでございます。合併前に実施をし、未払金として新市で処理、いわゆる支出したものでございます。

肝炎ウイルス検診は、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させ、必要に応じて保健指導等を行い、医療機関での受診につなげるなど、肝炎による健康障害を回避するものでございます。

がん検診は、国の指導等に基づき実施しているもので、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、死亡の3割を占めるがんの減少を図るものでございます。

成人歯科検診は、成人期の歯の喪失原因となる歯周疾患の正しい知識を提供し、予防に関する適切な習慣の定着を図るものでございます。

骨粗鬆症検診は、自分の骨密度を知り、若いうちからカルシウムの摂取や運動等の重要性を認識し、健康づくりに役立てるものでございます。また、骨粗鬆症は閉経後の女性に多いとされ、骨折や腰痛などを起こし、ねたきりの原因の一つとして注目をされているところでございます。

次に、45ページの母子保健事業関係についてご説明申し上げます。

新市における決算額は7月から3月までということでございまして、6,318万8,000円でございます。特定財源のうち国県支出金2,629万5,000円の内訳は、県の乳幼児医療対策事業費補助金でございます。括弧内の金額は4月から6月分を含めた通年の決算額として記載させていただいております。

次に、事業概要について説明申し上げます。

事業推進に当たってあらかじめ関係各機関と調整し、作成しました健康カレンダーに基づいて事業を計画的に実施しているところございまして、健康カレンダーは、自治会等の協力により市内全世帯に配布をされているところでございます。

乳幼児健康診査事業につきましては、乳幼児健康診査、1歳6か月健診、2歳歯科健診、3歳歯科健診等、対象年齢を定めた健診を各保健センターで実施してきました。健診受診率

については、各種健診に多少の差はあるものの9割を超える状況でございます。

また、医療機関での実施については、母子手帳交付の際に、妊娠時2回、出産後の乳児に対して2回の受診ができる医療券を発行しております。

育児支援事業につきましては、各種学級・教室の開設や相談指導を実施してまいりました。例えば妊娠時に実施している母親学級では、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期からの仲間づくりを進めているところでございまして、育児学級では、乳幼児健康診査で発見された言語や心理発達面で心配のある親子に対し、親子遊びを取り入れながら悩みを解決し、育児に関する適切な情報の提供や指導を行っております。また、母親学級同窓会では、育児の仲間づくりや情報交換をすることで、母親の孤立感あるいは虐待予防の一助となっているところでございます。

その他離乳食教室等の開催や、乳幼児の発育に悩みを抱えている親子への相談等の実施、妊婦や新生児誕生の際の訪問、健診の事後指導及び未受診者への訪問活動を行っているところでございます。

また、総合的な保健事業、活動推進を図るため、保健推進員200名を委嘱し、活動していただいているところでございます。

乳幼児医療費助成事業につきましては、3歳未満の子どもの通院・入院及び3歳から就学前までの子どもが継続して7日以上入院した場合に、医療費を助成しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 執行部の皆さんに申し上げます。補足説明につきましては、なるべく要点のみ簡潔にご説明をお願い申し上げます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、環境課の方から補足説明をさせていただきます。

説明資料の50ページをお開きいただきたいと思います。

塵芥処理施設運営費でございますけれども、事業概要として載せてございますが、この中身について説明させていただきます。

共済費につきまして、臨時職員13名分の保険料でございます。13名の内訳としましては、焼却場が3名、粗大ごみ施設が5名、資源ごみが3名、最終処分場が1名、ごみ袋配達として1名でございます。

次の賃金は、今の臨時職員の賃金でございます。

それと、指定袋購入ですけれども、この内訳は、可燃ごみの大が13万5,000枚で、資源ごみが91万500枚となっております。そのほか薬品類としまして1,401万8,848円となっております。

次に、委託料でございますけれども、ごみ収集運搬ですが、5業者をお願いしております。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみという形で分けて収集しております。1台当たりの単価ですけれども、月額1台、可燃ごみについては104万3,700円、不燃ごみにつきましては94万8,150円、資源ごみも同じで94万8,150円となっております。

次に、焼却灰のエコセメント処理業務ですけれども、これは集塵機に集まったダイオキシン濃度の高い焼却灰を一般の埋め立て処分できませんので、市原市にあるエコセメント株式会社にエコセメントの原料としてリサイクルするための処理費でございます。

次の焼却灰運搬については、それを運搬する委託料でございます。

次に、容器包装廃棄物選別処理業務委託ですが、これは民間委託をしたものでございます。次のプラスチックも民間委託により処理を行っているものでございます。容器包装リサイクルについては8名をお願いしております。

次に、施設維持管理費の内訳でございますけれども、電気代が、焼却場が2,745万4,478円、粗大ごみ処理施設131万4,300円、資源ごみ処理施設43万8,100円、最終処分場296万8,721円となっております。次に水道代ですけれども、焼却場が53万9,187円、最終処分場が7万3,673円となっております。

修繕料ですけれども、主なものを申し上げますと、コンベアの修繕が168万円、グリーンパークの排水施設補修工事として315万円、松沢最終処分場排水施設補修工事が150万1,500円となっております。それと、クレーンの修繕が113万4,000円でございます。

次に委託料で、オーバーホールの運転業務委託ですけれども、これは下の方に焼却施設の工事請負費が載せてございますけれども、オーバーホールの修繕工事を行う場合には、2か月ほどかけて1炉で運用しますので、民間にその間の運転業務を委託するものでございます。

それと、水質とばい煙の検査ですけれども、これは法により義務付けられたものでございますので、ごみ質と焼却灰、ばい煙検査、最終処分場の放流水及び地下水の水質検査等となっております。

次に、ごみ処理精密機能検査業務委託でございますけれども、これも法により定められておりますので、ごみ処理施設の機能を保全するため、通常の点検業務に加え、定期的に施設の処理機能や設備の状況について精密な検査を3年に1回行わなければならないとされてお

ります。

それと、松沢最終処分場埋立終了届出書作成業務でございますけれども、この部分ですが、埋立終了届については、埋め立て終了後届け出をすることになっていたんですが、松沢最終処分場については平成9年4月にごみの埋め立てが終了しておりまして、整地作業を行い、平成10年8月に県に埋立終了届出書を出しておりましたが、当時、法律の改正時期と重なり、当時の様式でよいかどうか検討させてもらいたいということでしたので、その後、県から法改正後の様式で再提出するよう求められましたので、業者により作成したものでございます。

次に大きなものとして工事ですけれども、先ほど申し上げましたが、焼却施設の定期修繕工事としまして、これは施設の延命化を図るため、3か年をかけて大規模な改修工事を実施しているところでございます。初年度が平成16年度から始まりまして、平成16年度は2号炉れんが及びケーシングの全面交換、これが7,471万8,000円、平成17年度が1号炉れんが及びケーシング全面交換と2号炉ガス冷却室キャスター全面張り替え、これが9,397万5,000円となっております。平成18年度についてはこれからですけれども、1号炉ガス冷却室キャスター全面張り替えと分析計交換を予定してございます。

以上が主なものでございます。

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら、一括でお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 何点かお願いしたいと思います。

まず、129ページの説明欄の22になります。職親委託事業というのがあります。これは予算で54万円、執行されたのは30万円ということですがけれども、その事業というのはどのようなものを指すのか。半分近くの事業費で済んでいるわけですがけれども、その辺の説明を1点。

それから、159ページの備考欄の二つ目、7の賃金、これも予算で453万3,000円くらいとってあったと思うんですがけれども、それが290万円で抑えられたことはいいんですがけれども、どういったものに支払われた賃金なのかの説明をお願いしたいと思います。

それから、説明資料の50ページになりますか、塵芥処理の関係でございますけれども、廃棄物収集運搬業務委託、金額はこういう形になっています。委託業者が5社ということになっておりますけれども、それらの委託業者の車両の台数は、当然、割れば分かるわけござい

ますが、5社の委託業者の台数等の内容。

それと併せまして、業者との契約要綱がいろいろあると思いますが、その辺も含めてお願いしたいなと思います。

それから、松沢の修繕という形でもって百五十何万円でしたか、説明がございましたけれども、松沢の処分場については今後どのくらいまでそういった管理をするか。見通しは分からないかなと思いますけれども、今現在で考えられているものはどうなのか、その辺を併せてお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 職親委託事業でございますが、これは補正してございまして、金額は30万円になっております。

どういう内容かといいますと、農家が非常に多いんですが、そこに行って農業技術を学ぶ、そこに寝泊まりしているわけですが、そしてそういった技術を学んで生きる力にしていくということで、その職親に対しまして月3万円の助成をするという事業でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、159ページの賃金の関係でお答え申し上げます。

これは保健師が育児休暇等で不足していたので、2名程度の採用といいますか、臨時でお願いしたいという予定をしていたんですけれども、なかなかそういった方がおいでになりませんで、半分の1名しかお願いできなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、説明資料の50ページ、まず委託業者でございますけれども、可燃ごみが4台、不燃ごみが1台、資源ごみが4台となっております。

それと、契約については随契でやってございます。

それと、松沢の処分場についてですけれども、廃止まで管理しなければなりません。予定では6、7年水質検査をやっていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 2点ばかりお聞きしたいと思います。

一つ目に決算書の39ページ、収入の欄ですけれども、老人福祉費県補助金、老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金308万円が収入として老人福祉費県補助金にありますけれども、実際、全額老人クラブの助成としては出ていないように感じるんですけれども、支出の方で135ページの老人クラブ活動促進事業、備考欄の19番、負担金補助及び交付金209万9,948円が支出されているわけですけれども、この差額は老人クラブの活動の助成として、ほかに何かに使っているのかどうか。

それと、老人クラブが、合併と同時に高いところにサービスを合わせるというようなことで、多少老人クラブの補助金が上がったように理解しているわけですけれども、実質的に何団体の老人クラブがあってどのくらいの補助をやっているのか、その原則は一律なのか、老人クラブの会員数によって違うのか、そこの辺を教えてくださいたいと思います。

それから、決算書の167ページ、健康診断ですけれども、基本健康診査、備考欄の13番、一番下ですけれども、8,070万円、健康診断は非常に大事でありまして、我々もその恩恵をこうむっているわけでありまして。近ごろは健康診断にかかる人も多くなっていると思いますけれども、病院の方でやる健康診断もあるわけでありまして、個人病院の健康診断については補助はどのくらいしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

地区ごとにはどのくらいの人数が健康診断に来ているのかという部分は、把握されていたらそれも教えてくださいたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 老人クラブの助成でございますが、これは旧旭市分のみでございます。干潟、海上、飯岡は合併前に交付したと。そして、負担割合は国3分の1、県3分の1、市3分の1なのですが、国と県は一緒に県から入ってくるということでございます。

それと、老人クラブの数ですが、総会の時には50クラブあったんですが、老人クラブ数92、そして補助金の算定方法は旧飯岡町に倣っていると。総会時の人員は4,222人ということになっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、明智委員の基本健康診査についてお答え申し上げます。

す。

個別の医院での診査についての支援はどうかということでございますけれども、これは個別であっても全額市が負担いたしますので、個人的にかかるものはないと思われま

それと、地区別の受診者の数ということでございますけれども、大変申し訳ないんですが、旧市町の大枠の単位で申し上げさせていただきたいと思えます。旭地区が6,791名、海上地区が1,575名、飯岡地区が1,488名、干潟地区が1,660名ということで、合わせますと1万1,514名ということになっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） どうもありがとうございます。

老人クラブですけれども、金額はどのくらい、飯岡地区に倣って1団体に補助しているのか。

それと、金額の査定は会員数なのか、それとも一律幾らなのか。

もう一つは、収入と支出が違ったということは、旧旭市以外は4月、6月に支給してあるということで、そうすると百何十万円が3町なのかどうかということも、計算上ちょっと違うような気がするんですけれども、そこの辺をもう1回説明をいただきたいと思えます。

それと、健康診断の件ですけれども、民間の開業医の所へ行っている数はどのくらいあるのか、そこの辺もお聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） まず、老人クラブにどれだけ補助したかということでございますが、旧旭市につきましては決算書のとおりでございます。旧海上町43万6,114円、旧飯岡町59万6,982円、旧干潟町80万9,766円、合計で308万8,510円となっております。

それと、助成につきましては、単位クラブに4万6,000円、それと同時に会員1人に150円の助成をしております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、個別の医院での受診者ということでお答え申し上げたいと思えます。

トータル1万1,514名いるんですけれども、その4分の1程度、確かな数字を申し上げ

られなくて申し訳ないんですけども、2,500人から3,000人程度が個人の医院での受診となっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はございませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、8点ほどお伺いいたします。

決算書の119ページ、8節の医療・福祉の郷づくりの調査・研究事業ということで、当初57万8,000円予算組みされておりましたけれども、減額で決算を迎えております。これは今までも質疑等で、あるいは一般質問等でも市長と話をさせてもらった経過がありますけれども、平成17年度におきましてはこの50万6,330円でどういった活動をしてきたのか、また、どういう検証をして、今後どのように進むお考えなのか、1点目としてお伺いをいたします。これはお話によりますと、年2回、会場を借りて研究会をするというような内容が概要でございましたけれども、そういったことも含めてご答弁いただきたいと思います。これが1点目です。

2点目は123ページ、説明書の29ページを参照いただきたいと思います。概要につきましては、障害者を施設へ入所させて、いわゆる日常生活の訓練あるいは職業の提供ということで、訓練等を行うようなことが内容になっておりまして、自立を支援したという結果で、効果も一応自立を促進できたということでございます。内容的には身体障害者、知的障害者のそれぞれ施設等の支援事業ということでございますけれども、それぞれ身体障害者が7か所、知的障害者が11か所で、23名、92名の方々が1年間、7月から3月まで支援事業として行ってきたわけですが、訓練の内容を概略で結構ですからご説明をいただきまして、どの程度自立を促進できたのか成果につきまして検証されていると思いますので、お伺いをいたしたいと思います。これが2点目であります。

3点目ですが、決算書でいうと127ページ、14節、15節、日常生活用具と補装具の関係でございまして、これは説明書でいきますと31ページです。日常生活用具については載ってございませんけれども、お伺いをするものでございます。

重度心身障害者につきましては、日常生活用具、当初は200万3,000円ということで予算組みをされておりましたけれども、62万円ほど増額で決算を迎えました。一方、身体障害者の補装具給付等事業につきましては、当初予算が1,536万5,000円でございましたけれども、若干増額の決算を迎えてございます。そういった意味で、14節、15節、この日常生活用具並び

に補装具の給付の内容につきまして詳しくご説明をいただきたいと思います。

次に、決算書の153ページになります。保育の関係で、説明書では40ページと41ページをお伺いいたします。

40ページでは延長保育、41ページでは一時保育事業が、それぞれ事業として事業効果も出ております。この促進事業、一時保育事業につきまして、実績につきましてどのようになっているのかをお願いをしたいと思います。それぞれお伺いいたします。ニーズは年々高まっているというふうに思っておりますので、利用されている方々については大変ありがたいし、また、保育士には大変ご努力をいただいているところでございます。実績につきましてそれぞれお伺いをいたしたいと思います。

次に、157ページでございます。説明書の43ページ、先ほど課長からご説明をいただきましたけれども、現在、被保護世帯については何世帯になっているのか、また、被保護者の実人員については何名になっているのか。そして、平成17年度中に生活保護を受けていたけれども、自助努力によって生活保護が無くなったというようなケースがございましたら紹介をしていただきたいと思います。また、現在増える状況にあるのかどうか、そういった意味では相談があるのかどうかということも併せてお伺いをしたいと思います。

165ページになります。予防関係の内容で事業がずっとございます。ページで言うと44ページになります。これもただいまご説明をいただきましたが、私がお伺いしたいのは、この事業を進めるということで平成17年度は終わったわけですが、予算的に見ますと、いずれの事業も若干減額で決算を迎えているというふうに判断しております。その中で、この事業を行った結果、早期発見ということが大前提でございますので、それぞれ検査を受けたことによって早期発見というのはどの程度あったのか、また、それによってどんな指導がなされてきたのか、ここがこの事業を進めるに当たって一番大切なところだというふうに思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

それから45ページ、そのわきです。母子保健事業の関係でございますけれども、同じような形で保健センターの指導で推進をされておりますけれども、ここに来られる方々は指導を受けて大変喜んでいるというふうに思っております。

そこで、これも全体的に予算が下回っているというふうに思っておりますけれども、この事業を進めるに当たりましてどういう評価をしているのか、また、今後対応すべきものについてはどういうことを検討されていますでしょうか。

また、保健推進員の事業ということで、200名の方々がご努力いただいておりますけれど

も、基本的にはどういったことを行って、どう指導性を発揮されているのか、簡単で結構ですのでお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時17分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） まず、1点目の日常生活用具及び補装具の内容でございますが、補装具につきましては、義肢が5件ほどございます。その中で修理が1件。それから車いす、修理が2件、交付が1件でございます。それから、座位保持装置が2件でございます。それと姿勢保持歩行器、ストーマが4件でございます。それから装具、靴型の下肢でございます……

（「ページを言ってください」の声あり）

○社会福祉課長（遠藤純夫） 決算書は127ページ、決算の説明資料については31ページでございます。

それでは、最初から説明させていただきます。

（「ちょっと委員長、いいですか」の声あり）

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 途中ですみませんけれども、できましたら、こういった方、要するに不自由な方がこういったものを使いますということで説明していただくと分かります。

もしそういうご説明がいただけるとすれば、そのようにお願いできますでしょうか。

○委員長（林 俊介） お願いします。

○社会福祉課長（遠藤純夫） それでは、補装具につきましては、義肢とって手足が無くなった人が使うものでございます。それから、車いすが交付・修理で4件ございますが、足がご不自由で歩けない方でございます。それから座位保持装具、これは座ってられない方が

使うものでございます。これが2件でございます。それから姿勢保持歩行具、これは歩けない方が寄りかかって歩くというんですか、そういったものでございます。それからストーマ4件、ストーマは蓄尿・蓄便袋でございます。

それから、補装具でございますが、足が悪くて、その補装具を足に付けるわけなんですけれども、そういった装置でございます。靴型と言いまして、靴を高くしたり、下を高くしたり、それとひざかぶからやって歩けるようになるということでございます。それが修理・交付で4件でございます。あと電動いす、これが修理・交付で2件でございます。歩けなくて手の力も弱まって自力でできない方々が、ボタン式なんです、電動の車いすと。それから歩行杖、歩行杖というのは、1本棒じゃなくて下に足が付いているようなものです。それから補聴器、これが修理を含めて4件、耳が遠くなった場合に耳に入れるものでございます。

それから、日常生活用具につきましては、テープレコーダーが2件、これは視覚、目の見えない方、それから難聴の方にテープレコーダー。それから入浴補助用具、これが2件でございますが、お風呂に入る時にいすのまま入ったり、そういったものでございます。それからたん吸引機、自力でたんを出せない方がおられますので、そういった方々がたんを吸引すると。それから意思伝達装置、これは1個47万円と高いんですが、コンピュータ式になって、指が動けばボタンでやる。あとは口が動けば口で押してやるというような装置でございます。それと拡大読書器、これにつきましては拡大するというところでございます。それからあと通信装置一式、情報受信機、これは目の見えない方には点字、それから歩けない方でも持ち歩きができるというようなものでございます。

以上のようなものでございます。

それから、訓練の内容でございますが、決算書の123ページ、説明資料の29ページでございます。これにつきましては、身体障害者の場合は、日常生活に必要とされる次のような訓練をします。視覚障害者を対象とした移動コミュニケーション訓練、その中では身辺管理、身辺管理というのは、シャツを着たり、ボタンを付けたり、バンドを締めたりというようなものでございます。それから家事管理、家事管理というのは、やはり日常の、健常者と同じようにはできませんが、ガスを使ってお湯を沸かしてみるとか、ご飯を炊いてみるとか、掃除をしてみるとか、そういったものの訓練でございます。それと、聴覚障害者を対象とした学習指導、これは手話の訓練でございます。

これらの訓練によって、これは私の見た感覚でございますけれども、結構効果は上がっているなというふうに感じております。

次に、一時保育と延長保育でございます。決算書153ページ、説明資料は44ページでございます。

延長保育につきましては、中央第一と干潟保育所でやっております、1日平均23人くらいです。それから27人、延べ5,148人でございます。それと一時保育につきましては、17年度より5か所を指定になりました。中央第三、干潟、三川、埜、飯岡中央。しかし、埜と飯岡中央は利用者がございませんでした。保育日数は294日、利用人数は総数432人ということになっております。

次に、生活保護世帯でございますが、合併時が220世帯、275人、平成18年9月1日現在、220世帯の268人でございます。傾向としては横ばいであると。17年度の開始が29件、廃止が21件、18年度が、開始が11件、廃止が19件で、40件開始して40件廃止となったということで、現況、横ばい状態であるということでございます。

以上でございます。

申し訳ございませんでした。福祉の郷づくり事業につきましては、執行が企画の方でやりましたので、企画の方からお答え申し上げます。

○委員長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、119ページになります。社会福祉費の中の医療・福祉の郷づくり調査・研究事業、これにつきましてご説明申し上げます。

医療・福祉の郷づくりということで、ここの福祉の方の予算にのせていたわけでございますけれども、実際には地域の資源を積極的に連携、拡大、交流させることによって、地域全体のまちづくりを進めていきたいと思います、その研究を進める目的で予算化されておりました。この使い道なんですけれども、去年は、新しいまちづくり共同研究会、これは県と市で設置いたしまして、この事務費、それから庁内会議といたしまして、医療と福祉の郷づくり庁内会議、これらを設定しております。そういう中で、具体的に、じゃ、どうするかということで、まちづくり全般にかかわるものということで、中学校の生徒による提案事業、ここの執行をさせていただいた、そういう形になっております。

主な内容でございますけれども、文化会館の借り上げ料でございますとか、あとはバスの借り上げ、そういったものに使用している。この引き継ぐものという形で、18年度につきましては、改めて企画費の方に予算を盛り込んでございます。

その内容でございますけれども、医療・福祉・食・交流の郷づくり事業ということで、今回は18年度から組み替えて、改めてまちづくり全般にかかわる調査をしていきたいと思います

うことで事業の方を進めている、こういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、私の方から、研修に係る早期発見者の対応、その後の指導ということについて、まずお答えを申し上げたいと思います。

まず、健診でございますけれども、基本健診で約1万2,000人程度の受診者があるわけ  
ございまして……

○委員長（林 俊介） すみません、回答の時も一つページ数をお願い申し上げます。

○健康管理課長（浪川敏夫） 決算書で165ページ以降で、説明資料では44ページでございます。基本健康診査でございますけれども、だいたい27項目程度のいろんな検査を尿検と血液でやるわけでございますけれども、だいたい異常なしと、完璧であると思われる人は3割から3割5分程度、したがって、6割5分から7割についてはどこかに必ず異常があると。これは致命的な異常等、いろんなものを含めて、全部合格者というものは35%程度しかいないということで、その結果の報告をするとともに、個別においでになっていただいてお話を保健師なり栄養士からさせていただくと。ちょっと栄養のとり過ぎだとか、運動が足りないだとかいうお話を今させていただいているところでございます。

がん検でございますけれども、昨年度の場合、胃がんを見ますと、だいたい受診者が4,000名程度で、検査が必要だと、要精検という方が1割程度、400人程度います。ところが、それでもって本当にがんだったという方は1名程度でございますから、年によって違いますけれども、そんなには多くございませんけれども、その後の処置等については、これは個人のプライバシーのこともございますので、その後どうなったかということにつきましては追跡はしておりません。そのようになっております。

また、子宮がん、あるいは乳がん等につきましても、精検の必要な方としては何%か出ますけれども、実際に本当にがんであったという方はそれほど多くはないというように考えております。

次の母子保健の評価と今後についてということでございますけれども、説明資料では45ページで、決算書では174ページ以降でございますか、ご案内のとおり、お母さんと、あるいは生まれてくる子供のための事業でございまして、妊娠の届け出をしていただいた時に健康手帳を交付させていただいて、妊婦の時に2回の健診、あるいは生まれてから2回の乳児の健診ということと、その後、4か月だとか1歳半だとか、2回の歯科健診だとかということ

でやっているわけでございますけれども、現在、特筆すべきことと申し上げますと、だいぶ核家族化が進んでまいりまして、その出産前後の非常に精神的に不安定な時期に、なかなか相談する相手がいないという状況のお母さん方は非常に多くなっております。

したがって、その辺のケアを職員がどのようにしていくのかということが非常に大事でございます、ましてやここへ来て少子化の時代ということと相まって、その辺の大事なお子さんを無事に成長していただくにはどうすればいいかということが最大の目標でございます、その辺のことを肝に銘じて、何回も訪問に行ったりとかということで対応しているところでございます。

一方でそういった中から、精神的に本当に不安定な時期でございますので、幼児の虐待ではないのかと思われるような事案もございますので、その辺はまめに指導をしていきたいということでございます。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、ここへ来て出生の数がだいたい月50人程度、ですから年間600人程度、今までだと700人前後あったと思いますけれども、急激に落ちておりますので、そういったところをとらえまして、生まれたお子さんをぜひとも無事に成長させていきたい、していただきたい、そういったことが目標でございますので、一方で、その後で出てくる乳幼児の医療費の助成、その辺は、今、千葉県の要綱と併せまして規則で支給をしているところでございますけれども、この辺を就学前まで通院についても無料にできるような財源が見つかれば、そういったところも今後考えていかなければならないのかな、一億四、五千万円の事業費になる、今までの倍近くの事業になりますけれども、その辺も将来は考えていく必要があるのではないかとということで考えております。

最後に、保健推進員の任務ということのお尋ねでございますけれども、保健推進員は、ただいま平成18年から152名程度に減員しておりますけれども、主にその仕事といたしましては、大ざっぱに言えば、市民の健康の保持と増進のために働いていただいているということでございますけれども、実際は今の段階では、千葉県の食生活改善員とも兼務しておりますので、今はやりの食育という面から、各地域のお年寄りを対象にした、いろんな栄養バランスのとれた食事の指導だとか、あるいは小学校、あるいは中学校へ行っての児童・生徒等への食のお話、あるいは調理を一緒にして食べたりというところで、いろんな指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、企画課長の方から話をいただきました、医療・福祉の郷の関係ですが、これは以前、議論をさせてもらいましたが、せっかく伊藤市長がやっぱり掲げてスタートをしていますので、予算的には本当にこれで何ができるのかなという感じがすごくしております。同僚議員でもそういう方がいると思いますけれども、せっかく予算組みをして、50万円ぐらいでは何もできないというふうに思います。やっぱりもっと大がかりな研究をすとか、あるいはプロジェクトみたいなものを作るとかということをお考えになって、やっぱりいろんな人を巻き込んで、市長の右腕になるとか、あるいは意見を述べるような機会をもっともったった方がいいのではないかとということで質疑をさせていただいたわけです。

しかも17年度につきましては、当初57万8,000円ということで、7万円ぐらいの減額の決算ということでございますので、そういったことではないというふうに思っておりますので、この辺は18年度以降、強力に推し進めるようにぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、身体障害者並びに知的障害、29ページの説明資料にございますように、内容的には自立を促進するというところでございますけれども、やっぱりこういったことについては、非常に障害を持つ方にとっては大事な施設なものですから、ここに来られる方はいいでしょうけれども、もっと来られない方もいると思いますから、啓蒙啓発にぜひ力を入れていただいて、多くの方々が自立促進できるような、そういった取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

説明書の31ページ、そして決算の方では127ページになりますか、14節の日常生活用具並びに身体障害者の補装具ということでの説明を詳しくいただきまして、ありがとうございました。

今、このご説明をいただいた方は、恐らく自分で情報をとらまえて自分から申し込む、要するに申請をするということができた方ですね。でも、中には、使いたくても使い方が分からないとかという方もいるかも知れません。そういった意味で、平成17年度の実績として今ご説明をいただきましたけれども、より多くの方々がこの生活用具並びに補装具等について、市の方では便利帳とか、あるいはホームページとか、いろんな所で目につくことはありますけれども、多くの方々に、障害を持つ方々にぜひ利用しやすいような形をとっていただければありがたいなということでお願いをしておきたいと思っております。

決算書の153ページです。延長保育と一時保育の関係で説明をいただきまして、ありが

とうございました。実績が分かりました。

恐らくこれからももっともってニーズが高まって、保育士の皆さんは大変でございますけれども、そういうニーズが高まってくるというふうに思っております。今、民間委託とかという検討もされておりますけれども、こういう方々に喜ばれるような施設というのが一番大事だというふうに思っておりますので、ぜひ17年度を十分に見ていただきまして、18年度以降、ニーズがあるような状況をとらまえて、この延長保育並びに一時保育について万全を期すように、ひとつお願いをしたいというふうに思っております。

生活保護の扶助費は分かりました。

165ページ、説明書の44、45です。先ほども申し上げましたように、今、課長の方から話がございますけれども、検査をすることによって、基本健康診査の場合には約6割から7割ぐらいの方が異常があるということが分かったわけですね。さらに、がん検診の方でも1割ぐらいは要注意じゃないかということで、中にはがんが見つかったということで再検査をしたところが、そういったこともできるということでございます。

ぜひ事業の効果ということで、もしも差し支えなかったら、本来であれば早期発見ということが主眼とすれば、実はこういうことになったんだよということも事業効果の中に入れると非常にいいんじゃないかなと。プライバシーの問題についてはこれは別ですけども、検診をした結果、こうなんだということについては、やはり事業を進めて結論を迎えるに当たっては、そういったことで健康づくりの意識の高揚ができたんだと、検診をした時には見つかって、しかも早期に見つかったから大事に至らなかったということを繰り返し繰り返しやっぱりやることによって、所期の目的を達するんじゃないかなというふうに思いますので、よく検討していただいて、事業の効果についても、コメントについても検討していただければなというふうに思います。

最後の45ページですが、内容的に分かりました。予算が大変でございますけれども、医療費助成、少子化の対策ということで、今、課長がお話あったように、1億4,000万円ぐらい事業費としてはかかるけれども、よく検討していただいて、環境づくりにぜひお願いしたいということで、質問を終わらせてもらいます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございますか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 説明資料の38ページをお伺いいたします。

児童扶養手当の件なんですけれども、先ほど説明ありまして、一部支給月額が4万1,870円から9,880円という、結構幅がありますけれども、この月額最低の一番安い金額の9,880円支給されるという方は、どういった方にこういった額を支給するのか、何か例題でもあって分かりやすく説明していただけたらと思います。

それと、延べ月人数がここに4項目ありますけれども、これは地域別に分かればお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） まず、1点目のこの支え手の9,880円については、所得の状況に応じてという、ランクがいっぱいあるものですから、そのようになっています。

それから、地区別の資料はございません。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけ質問させていただきます。

説明資料の方の35ページ、決算書の139ページになります。備考の緊急通報体制等整備事業というところなんですけれども、緊急通報システム事業委託244台とありますけれども、旧1市3町でのこの台数というか、この件数を分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） 伊藤房代委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 244台の内訳ですが、旭地区172台、海上地区19台、飯岡地区45台、干潟地区8台となっています。

以上です。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 再質問させていただきます。

あと、低所得者には電話の基本料金を助成するとございますけれども、やはりこちらも旧1市3町で分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） 伊藤房代委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 旭地区が4名です。それと海上地区が1名。

以上です。

○委員長（林 俊介） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございました。

現在244台ということがございますけれども、基準といたしますか、これからますます高齢世帯が増えるんじゃないかなと思いますけれども、またそういう面でもこれから配慮していただければと思います。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の所管の方は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の方は自席でお待ちください。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時54分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費から8款土木費までについて、担当課長より補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管、5款及び7款となりますので、補足説明を申し上げます。

まず初めに、労働費5款でございますが、労働費につきましては、決算書193ページから197ページというふうになります。

労働費は、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の管理、それから労働諸費としまして職業

相談室の運営支援が主なものでございます。その中で、主要事業としましては、決算に関する説明資料51ページになります。お開きを願いたいと思います。働く婦人の家の活動費でございます。それでは、事業概要を申し上げます。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労者家庭の主婦の一般教養並びに職業・家庭生活技術の習得を目的に各種講座や講習会を開催し、女性の知識の向上や社会の参加の促進を図るものでございます。

内容でございますが、婦人の家の主要講座の授業内容、概要でございます。前期、これは7月から9月までの分、後期が10月から3月、それと長期として7月から3月、単発講座として7月から3月、講座数につきましては、30講座でございます。回数にして215回、延べ人数につきましては3,595人でございます。

以上が5款の説明でございます。

続きまして、7款の説明の方をします。

7款につきましては、商工業の振興事務費、商工観光課に関する主な事業について何点かご説明をさせていただきます。決算に関する説明資料につきましては、62ページになります。決算書では229ページ以降というふうになります。

初めに、商工振興事務費について申し上げます。

商工業の総合的な発展と振興を図るため、旭市旭商工会並びに旭市土地開発公社へ助成を行ったものであります。

1点目は、旭市旭商工会への運営補助でありまして、894万3,000円を補助したものでございます。なお、旧海上、飯岡、干潟の各商工会への補助金につきましては、合併前の4月から6月において支出済みとなっているものでございます。

2点目は、旧1市3町にありました4商工会の合併協議を行うために設置された合併協議会への補助金であります。合併の方式は新設合併で、平成17年12月2日に合併調印式を行いまして、本年4月1日に合併となったものです。

3点目は、旭市土地開発公社への運営補助でありまして、公社で雇用する臨時職員1名に係る人件費相当分を補助しているものでございます。その他事務費として、需用費等で122万7,455円となったものでございます。

次の63ページは、商業活性化の推進事業でございます。商店街が活性化策として実施するイベント等に対して補助するものでありまして、商店街等活性化事業への補助として4団体120万円、商店街連合会への運営費補助で200万円、施設整備事業で3団体、これは駐車場の

借り上げ事業に3団体、合わせて193万円、最後に、商工会主催のスターライトファンタジーの開催事業に140万円を補助したものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

ここでは、観光振興に関する事業をまとめて記載しております。観光客の誘致を図るため、観光資源のPRを行うとともに、イベントなどの開催に際しまして、旭市観光協会等の関係団体に助成したものであります。袋公園まつり、七夕市民まつり、サマーフェスタin矢指ヶ浦を開催したことによりまして、観光客の誘致が図られたものでございます。

なお、いいおかYOU・遊フェスティバルへの補助金につきましては、これも合併前の46予算において支出済みとなっているものでございます。

次に、65ページは、飯岡刑部岬の展望館の維持管理費であります。当該施設は、千葉県が所有するものでありまして、県との委託契約によりまして維持管理を行っているものであります。なお、指定管理者制度の発足に伴いまして、本年4月からは、旭市が指定管理者として運営維持管理を行っているところであります。

最後に、66ページ、長熊釣堀センターの管理費であります。内容は、維持管理費の経費が主なものでございまして、説明は省略させていただきます。

以上が、商工観光課に関連する主な事業の概要であります。

以上であります。

○委員長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、6款の農林水産業費の中につきまして若干説明をさせていただきます。ページの的には、196ページから225ページの農林水産業費でございます。主なものにつきまして本席で説明をさせていただきます。

211ページの方をお目通しいただきたいと思えます。

211ページの方に、6款1目農業費の中の3目農業振興費、備考欄で13、経営構造対策事業が記載されております。さらに、この211ページと併せまして、決算に关します説明資料の、お手数ですけれども、53ページの方をご覧いただきたいと思えます。53ページの方に経営構造対策事業ということで掲載をさせていただいてございます。

経営構造対策事業、昔は実は構造改善事業ということで、多くの事業を本市の中でも実施しております。ライスセンター、あるいは集出荷場、JAさんが取り組む事業もございました。あるいは近年では、ほかの町では道の駅の中の直売施設、こういうものも実は経営構造対策事業の中で実施をされております。

経営構造対策事業の実は中身的には、地区どりをしまして、その地区の中で認定農業者を育成しながら、あるいは認定担い手農家に農地を集積する、そういう目標を掲げまして、その中で、農業経営者がやる事業に対しまして国が2分の1以内の補助をする。そういう仕組みになってございます。

平成17年、本旭市の中で経営構造対策事業を実施しております。1つは、農事組合法人米工房富浦ということで、旧旭地区の中の今は場整備しております富浦地区、ここで乾燥調整施設、いわゆるライスセンターを作っております。ここに補助事業を展開しております。45町歩規模でライスセンターが設置されております。45町歩というのは、これから5年先の目標面積でありますけれども、本年春先3月に完成しまして、この秋に稼動しております。現在、聞くところによりますと、40町歩以上は施設の中で稼動されていると、5年以内に45町歩は間違いのないんじゃないかなというふうにやっております。ライスセンターにつきましては、11名で構成をしまして、ほ場整備と併せまして、このライスセンターが地域の農業を担っていく、そういう体制づくりになっております。

もう一つは、同じくほ場整備しております富浦地区の中に農事組合法人サンファーム富浦という3名の担い手の農家の方が施設園芸に取り組んでおります。3棟、3名の方が作りまして、面積的には1万174平米、大きな施設園芸団地を作っております。

作付につきましては、昨年の秋からキュウリ、それと現在、トマトということで、ちょうどキュウリの高値に恵まれまして、事業をやってよかった、そういう声が聞かれております。現在はキュウリの後作ということでトマトが作付されております。

いずれにしても、国の方から2分の1補助をいただいて、それを農業者の方に有効的に使っていただく、そういう事業でございます。

この資料の下の方に、千葉県原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業というのがございます。これは、いわゆる原油が高くなってきている、そういうふうな中で、国が急遽、事業を実施しまして、本年3月に事業を完成しました。事業実施主体でありますフルールセゾン、これは花の農家でございます。6名で切り花栽培を実施しております。実は農協出荷じゃなくて、6名の方が直接市場と対応しながら周年、市場に花を送り込む、そういうような意欲的にやっている団体でございます。その中の4名の方が、平成17年度、国の事業を使いまして、二重カーテン、現在まで一重であったわけですがけれども、さらにカーテンを1つ増やして二重カーテン、それと多段式サーモということで7台、循環性が8台、こういうもの入れまして、暖房光熱を10%以上上げる、こういう計画の基に国から補助をい

ただいて、現在事業を展開しております。

それと、申し訳ありませんけれども、この211ページの15の備考欄のところにあります「原点回帰」飼料増産緊急対策事業、これにつきましてご説明をさせていただきます。決算に関します資料の方は、54ページの方をお目通しいただきたいと思っております。

では、議会でもその原点回帰、ちょっと聞きなれない名前がついているわけですがけれども、千葉県が例のBSEの発症の地、あまりいいことではないですがけれども、これはあくまでも海外の粗飼料に頼っていた。海外から粗飼料がまじってきまして、このBSEというのは出たんじゃないかな、そういういろんなものがありました。原点に戻るというようなことで、でき得れば、千葉県の牛は、千葉県でできた粗飼料を与えて千葉県で育てよう、そういう原点に戻るというようなことで、県と国の補助をいただいて農家が取り組んでいるものでございます。

現在、2つほど平成17年、取り組みをいたしました。1つは、干潟地区に農業者が3名で作らして、椿の里という任意組合を作りました。その中でロールベアラ等の稲わらを集める機械を整備する。それと併せまして、マニアスプレッタ、これは堆肥を散布する機械でございます。ひとつ、今まで稲わらというものを田んぼにすき込んでいたり、あるいは場合によっては燃やしたり、そういうことをなるべくしないようにということで、稲わらを、一度牛の胃袋をわたって、胃袋から出たものをひとつ水田に還元する、そういうことで資源循環というような形で取り組む、そういうふうなことで、機械装備に対しまして、国と県合わせまして約51%の補助で事業を実施させていただきました。

5年後の目標ですけれども、稲わら収集は15町歩を目標としたい。昨年、平成17年の実績は約10町歩ということで、ただ、天候の具合によってだいぶ、稲わら収集というのは変わってくる。本年は相当天候に恵まれてまして、15町歩、これはクリアできるんじゃないかなということでございます。

それともう一つ、この事業の中で干潟地区自給飼料利用組合ということで、肉牛農家が3名、組合を作らして、実はトウモロコシサイレージを作ろうということで、機械導入をいたしました。トウモロコシというのは、実は家畜の堆肥を相当程度入れても、トウモロコシは強い作物で、それによって生育したものが、普通の牧草ですとあまりその必要成分があると、あまりえさに適さない。ただ、トウモロコシは、相当程度堆肥を入れても、これは畜産のえさに適すると、そんなことで、牧草から実はトウモロコシ栽培に転換された農家、この農家が、以前はサイロでトウモロコシ等を発酵させていたわけですがけれども、現在はこの裁

断型ロールベアラということで、ひとつ、大きな束にトウモロコシを裁断しまして集めて、それをビニールフィルムでラッピングする、そういうふうなことで発酵させて、牛のえさに給与する、そういう取り組みでございます。国・県の支援をいただいて事業展開をしております。

目標とします作付、この収穫ですけれども、5年後には10町歩作付して、トウモロコシの粗飼料を作る。現在、平成18年は約8町4反ということで、ほぼおおむね8割以上の面積は達成しているのかな、そんな形で現在稼働しております。

以上で農林水産業費の方の説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、土木費のうち建設課所管分についてご説明申し上げます。

実はきょう、事務局から建設課所管の工事の一覧表がいつていると思います。これを作りましたので、この一覧表をご覧になっていただきたいと思います。3枚ございます。これは、決算の説明資料の68ページから75ページまでの工事請負費、工事をこの一覧にしたものでございます。3枚についてご説明を申し上げます。

1枚目と2枚目は、道路の補修関係、道路、排水路、道路側溝等の補修関係がこれでございます。見方ですけれども、一番左の工事番号は順番になっていますけれども、路線名の所に、Aというのが旧旭市、Iというのが、この路線名の所、Iから始まる市道I-1200幾つとか、そういうのは飯岡地区という意味です。それから、Hが干潟地区、Uが海上地区というふうに見ていただきたいと思います。工事箇所は、字名を入れまして、工期は初めと終わりと、それから工事延長につきましては、例えばガードレールとか排水路につきまして、延長がはっきりしていない、例えば舗装を部分補修したような場合には、そのメーター数は入っておりません。ここで幅員ですけれども、幅員に何メートルと入っているのは、例えば左の工事番号第27号で325メートルの幅員が5.5メートルの、5.5メートルというのは、道路幅員という意味です。これが空欄になっている部分補修というのは、傷んでいる所を補修したというふうにご理解いただきたいと思います。1枚目、2枚目が補修関係でございます。

3枚目をご覧になっていただきたいと思います。これは科目が違いますけれども、8款2項3目15節であります。この3目につきましては、道路排水の新設改良を行ったものでございます。同じように、こちらの方は幅員が多く入っております。この幅員につきましては、道路幅というふうにご理解いただきたいと思います。中には、1.7とか1.2とか2.5とか狭いのがありますけれども、これはだいたい歩道部分を舗装したと申していただければ間違いな

いと思います。

説明は以上です。

○委員長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 都市計画費について申し上げます。

決算説明資料の78ページ、こちらをお願いいたします。

袋公園事業についてご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

この公園は、平成13年、都市計画の区域拡張変更の決定を受けまして、水と花と野鳥をテーマに再整備を進めてきているところであります。事業期間は、平成13年から22年度まででございます。国庫補助事業でありまして、事業費の2分の1の補助を受けてございます。事業内容は記載のとおりですが、まず1点、1級基準点の委託業務です。これは公園内に基準点がございます、これは今回の工事に支障を来すため、移動したものに伴う事業でございます。公園整備は、記載のとおりでございます。

それから、その下の公園附帯整備工事費で116万250円、これは、このイベント広場の造成工事に伴いまして、雑草ですね、スギナが生えづらいようにするために土壌改良、これを行いました。石灰ですね、これを行いまして、スギナが生えづらいようにするための土壌改良でございます。全体面積は、袋公園は11.7ヘクタールでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

質疑ございませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、何点かご質疑申し上げます。

まず、193ページ、労働費です。直接は関係ないんですが、勤労青少年ホームを今回取り壊すということで、本会議でも説明をいただいております。それで、ここには、以前もお話ししたことがあるんですが、資料等が置いてございます。これについては、運営委員会とか、あるいは市の方で話がされていると思いますので、資料の置いてあるものがどのようなことになるかどうか、簡単で結構ですから、ご説明をいただきたいと思います。これが1点目です。

2点目は、231ページ、商工振興費の中の18節負担金補助及び交付金の旭市空き店舗活用

事業補助金ということですが、当初予算では110万円ということでしたが、55万円の減額の決算になってございます。これについては、場所は分かっておりますけれども、減額になるということについては、活動が鈍っているのかなという感じもいたしますけれども、17年度については、補助金は出したけれども、どういったことが方向づけとして事業を行ってきたのかどうか、分かる範囲で結構ですから、お示しをいただきたいと思っております。これが2点目です。

あとは説明書の方でお伺いいたします。

66ページ、長熊釣堀センターの管理費の関係ですが、この事業につきましては、事業内容で分かるわけでございますけれども、年間を通じて1週間のうちにこの開設するのが水、土、日、3日間ということでございまして、その結果が事業内容になっているという事業の概要でございます。非常に親しまれるこの釣堀センターでございますので、やり方によっては、もっともっと集客ができるだろうというふうに思うわけでございますが、この事業効果の中で、多くの釣り客が訪れているということで、PR面からも効果があったということですが、この釣り堀については、大会を開いて、賃金で言う臨時職員の方2名で頑張っているというふうな状況でございますけれども、これを維持管理するために、汚泥がたまっているというふうによく伺っているんです。ですから、汚泥を何らかの形で取って、それで、オープンする日ももう少し延ばしてやることによって、集客が増え、売り上げも増すだろうというふうに考えるわけですが、17年度決算を迎えるに当たりまして、18年度は今9月でございますけれども、17年度決算を迎えた段階で評価をし、そして検証して、今後どのように進んでいくのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

67ページです。地籍の調査委託料、地籍の調査事業でございますが、事業効果としては、1筆ごとの所有者、地番、地目、地籍の調査、測量して、地籍図と地籍簿、これをまとめることによって基礎資料ができるんだということで、明確化が図れるんだと結ばれておりますけれども、この成果品というのは見られるんでしょうか。もしも見られるとすれば、委員の皆さんに見せてほしいなというふうに思うんですが、その点、いかがでしょうか。

それから、71ページです。中央病院のアクセス道路の整備事業、事業として進められまして、一応基本条件の整備ができたということで事業効果がありますが、これ17年度決算を迎えるに当たりまして、大筋どういったふうに通るかなということがここでご説明をいただけるものかどうか、いただければぜひお願いしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（林 俊介） 議案の審査は途中でありますが、ここで3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行分の皆さんにお願い申し上げます。

答弁につきましては、なるべく簡潔にひとつ説明をお願いしたいと思います。

では、神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、ご質問にお答えします。

193ページ、勤労青少年ホーム取り壊しに伴いまして民俗資料の活用方法という部分だと思います。民俗資料につきましては、大切な資料として保存、活用を図っていくというふうを考えております。その中で、勤労青少年ホームにある資料は、126点ございます。主なものは、生活用具と農機具という部分がございます。これにつきましては、教育委員会にも民俗資料等がございますので、併せて保存、活用をお願いしたところでございます。

それから、2点目、231ページ、空き店舗対策の中でのその減額の内容はというお話ですが、空き店舗につきましては、田町本町通り商店街の方で、旧東京電力旭営業センターを借りております。その空き店舗改修費補助金として50万円を見込みましたが、東電の方でクロス張り等々をしていただきましたので、この改修については実施しなかったということがございます。

それから、3点目、長熊の釣堀センター、かなり汚泥等がたまっている中で、今後の方針という部分だと思いますが、これにつきましては、一般質問でもお答えしましたが、長熊につきましては、開設から20年経過しております。確かに委員がおっしゃるとおり、老朽化もかなりしておりますので、その中で、今回の補正でも浮き桟橋等の改修をするわけでございます。そのほか、ヘドロにつきましても浄化対策が必要だというふう考えております。

これにつきましては、本会議でもお答えしましたが、新市建設計画の中でも位置づけされておりますので、新基本計画におきましても主要事業としてそういった改修を実施していき

たいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、2点についてお答え申し上げます。

初め1点目ですけれども、これは地籍調査、成果品は見る事ができるかということでございます。今さら申し上げるはことないと思っておりますけれども、公図・土地台帳を作って、それから測量図を作るわけです。これは、最終的には法務局で見ることもちろんできます。ここでも、税務課でも見られるようにはなります。具体的に申しますと、上に現地調査とありますよね、1番目に。調査をするのが17年度、18年度にその物ができる、公図の紙ができますね。閲覧というか、その見ることができるのが19年度から、そんなふうに思っていたいただければいいと思っております。

それともう一点、アクセス道のコースですけれども、これは従来から申し上げておりますけれども、中央病院と警察と総堀、大規模農道を結んで約3キロですよということを言っております。警察と中央病院につきましては、今、県道銚子旭線で用地交渉をしているところで、よろしいでしょうか、今2ルート交渉しています。分かりやすいのは、東漸寺というお寺がありまして、あの南側辺りを縦にと一つのルートと、もう一つは、淡島神社、これはもっと西の方になるんですけれども、その淡島神社という、西隣りと、その辺、水路敷があるので、その水路敷を使ってということの2ルート、あとは警察から北側につきましては、現道をできるだけ使っていきたいというようなルートです。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 1点追加してお伺いたします。

今ご答弁いただいたのは、それで結構でございます。1点漏れておりましたので、お伺いをいたします。

今回、私道の整備が久々に、私道を、1件忘れまして、これが事業費がどれぐらいで、どこの場所を市民の方が望んで完成したかどうか、この辺をお伺いいたしたいと思っております。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 久しぶりにというか、これは16年度もありました。17年度も1か所あります。具体的には、十日市場の浜です。この一宮線よりもさらに浜寄りの私道、大勢

の共有名義の私道です。それを市から100万円もらって整備したということでもあります。

事業費というお問い合わせで、ちょっと資料がありませんでしたので、今調べますので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

○委員（神子 功） はい。

○委員長（林 俊介） ほかに。

明智委員。

○委員（明智忠直） 所管の何点か質問したいと思います。

まず、説明資料の55ページですけれども、単純な私の勉強不足で申し訳ありませんけれども、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金の（社）千葉県農業開発公社、これはどこにあって、どなたがやっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく説明資料の63ページですけれども、商業活性化事業として、商店街が実施するイベントへの補助、またはその整備及び改修を目的とした事業に対しての補助ということで、かなり多くのところへ助成をしているわけでありましてけれども、この助成の基準、申請したら申請の何分の1くらいと基準があると思いますけれども、その点の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、これが、こう見てみますと旧旭市が案外と中心になっておりますし、3町の商店街、飯岡商店街が1つありますけれども、これらのことに対してのバランス的な問題として、どんなものなのかお聞きしたいと思います。

この事業でありますけれども、こうやって30万円、30万円というような感じを見ますと、ばらまきのような感じもしなくもないわけでありまして、その辺の事業内容と事業申請についての基準、しっかりとしていただければと、そんなように思いますので、よろしく願いします。

それから、分かれば教えていただきたいんですけれども、233ページ、観光協会と、それから夏期観光事業についての総合的な支出、例えば萩園海岸へのいろんな公園維持管理、トイレ、観光施設改修、清掃費、監視員、ごみ回収、整備事業、それらを含めた総予算、総補助額、矢指ヶ浦と七夕と、そこらの辺の総予算額は、一括してその支出には出ておりませんので、いろいろ見れば分かるんですけれども、総決算額はどのくらいになっているのか、分かればいいですけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

あと263ページ、改修工事、これはさっき説明あったので、結構です。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、千葉県農業開発公社でございます。これは、県の外部組織というんですかね、表現はちょっとあれですけども、千葉市にありまして、その理事長は、現在の県の農林水産部長、川島部長がやられております。土地開発公社、そういうのもいろいろありますけれども、その農業の関係ということで、ちょっとそういう団体ということでご理解いただきたいと思います。

それと、決算書の207ページの議員ご質問ありました豊かな産地づくり支援事業の中の売れる米づくり推進事業補助金、ここにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、いろいろ市の中で減農薬栽培、あるいは減化学肥料栽培、そういうものが進められております。消費者がそういうものを層によっては好んでいる。そんなことで、この補助金のいき先は、JAちばみどりにっております。その中に自主開発部会、そういうものがありまして、平成17年、取り組みをしまして、減農薬栽培、減化学栽培、そういうものに取り組んだものに対しまして、補助金というようなことで支出をさせていただいてあります。

以上です。

○委員長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 決算資料の63ページの旭市商店街等活性化事業補助金等の話でございます。

この補助金につきましては、旭市商店街等活性化事業補助金交付要綱に基づいて助成しているものでございます。その中で、いろいろあるけれども、ばらまきではないかという部分ですが、当然、こういったいろんな商店街のイベント等を実施することによりまして、お客さんも増えるという部分もございまして、やはり活性化には必要だというふうに考えております。

それから、3町とのかかわりの部分でございますが、予算自体、商店街等活性化事業補助金にしましても、商店街の施設景観整備事業補助金にいたしましても、合併によりまして、ある程度3町分を見込んでおりますが、商店街等活性化事業補助金につきましては、実施規模は、今、委員からお話がありましたが、飯岡の部分が1件あるということで、ほかの2件、海上、それから干潟につきましては要望がなかったと、予算自体は、ある程度見込んで予算

計上をしてございます。

それから、商店街の景観事業補助金につきましても、これにつきましても、3町の分につきまして実施を見込んでおりましたけれども、実施希望はなかったということでございます。

それから、夏期観光の総額、いろいろあるけれどもという部分でございます。各補助金につきましては64ページでございますけれども、決算の資料の64ページに、いろいろなその観光事務費とかイベント開催事業ということで、それぞれの補助金がここに入っておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほどは大変失礼しました。神子議員、答弁漏れがありましたので。

地元の事業費としては240万円の2分の1です。U字溝を改修しまして、道路を舗装しまして、延長は168.4メートルです。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） 先ほど建設課に質問するというのがちょっと分からなかったもので、追加質問をさせていただきます。

253ページの防衛施設周辺民生安定事業ということで、忍坂の舗装の問題をやるようですけれども、一部、その一般財源から支出があるわけで、私ども、防衛施設関係の中で旧旭市の感触としては、その防衛施設の関係の予算はすべて国から国庫支出金か何かで助成でできるのかなと思っていたんですけれども、やはり1割くらいは地元負担ということがあるのかどうかということをちょっと、最初の我々の合併の議会でありますので、そこの辺も教えておいてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、263ページになるのかな、市営住宅の修繕、263ページの備考欄の4番ですけれども、修繕費169万円あるわけですが、修繕する所がどこなのかということも一つは聞きたいんですけれども、もう一つは、やはり災害等で、特に火災等で焼け出された中で、その日泊まれないような家庭が、事によってあるわけです。過去にも例があつて、何回かあつたですけれども。そういうような部分で、1軒や2軒ぐらい改修して、空き家みたいな形でも作っておけないものかどうか、そこの辺も、これは財政の関係があると思いますけれども、ひとつそれもよろしくお願ひします。

それと、先ほどの質問の答弁の中で、開発公社は千葉にあるというようなことでもあります

けれども、千葉県農業開発公社ですけれども、説明資料の55ページですけれども、千葉にあるものに対して、やはりこういうような発酵施設、浄化处理施設、発酵機、専用堆肥舎、そういった部分が、千葉の会社ですけれども、旭のどの辺に作るのでしょうか、そこの辺も聞きたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほどの補助率の問題ですけれども、国が4分の3、残りの4分の1を地元、市がということになります。

以上です。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 市営住宅の関係についてお答えいたします。

263ページの修繕料でございますけれども、この修繕料の関係でございますが、大きいのは、入退去に伴う修繕でございます。これは、退去した際にはそのまま次の方に貸せませんので、手を入れますので、それがございます。それと、萬歳住宅のボイラーの取り替えを実施いたしました。これが6戸で94万5,000円でございます。それから、楠木住宅の給水装置の修繕なども行っております。

それから、緊急の際の市営住宅を1戸確保しておけないかということなんですけれども、実際供用している住宅を緊急用に1戸ということは、なかなか常に空き家を1戸持っているということで、今、市営住宅へ入りたい方がかなりおりますので、倍率も、募集しますと3倍、4倍になりますので、それはちょっとできないと思います。

ただ、政策空き家をやっている所が、飯岡と、それから旭にあります。例えば火事なんかですぐに入りたいという方がいた場合には、すぐに掃除をいたしまして、そういう所に緊急的に入っていただくようにしておりますので、対応はしております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、先ほどの千葉県農業開発公社がやっております事業でありますけれども、実はこの資源リサイクル畜産環境整備事業、家畜ふん尿の処理の整備でございます。実はこれにつきましては国の方では、いわゆる公共事業という位置づけで来ています。単に行政が農家に補助をする場合、これは非公共ということでありまして。これは位置づけが公共事業ということで、人間の汚泥を処理する、そういうような感覚と同じように

国が見まして、国も補助する代わりに県も補助を下さい、それで上乗せで市で補助をさせていただいているものでございます。

本来は、干潟地区の養豚の農家と肉牛の農家が参加してやっているわけですが、本来は畜産農家が自分たちでその維持管理もこれからあります。本来は彼らにやっていただきたいわけですが、この公共事業という位置づけの中で、通常は市町村が事業主体になってやれということでもあります。

ただ、どうしてもその維持管理のこれからの都合上、これは市町村が、家畜ふん尿のこの始末を市の職員がやるというのは、これはちょっとおかしい部分もあります。この法の中では、公の施設、例えば県の農業開発公社等については、業務をさせていただいても構わない、そういう項目がありましたので、県の農業開発公社に受けていただいて、ここが事業を実施して、事業が終わって後の管理等につきましては、使用する農業者に行わせる。主に施設は、干潟地区の養豚農家、山田町、あるいは東庄町地先に豚舎が多く使われております。その近く、いわゆる施設は山田町と東庄町地先に17年に設置をしております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、開発公社のその事業目的が、事業内容が、公共事業というような話がありまして、公共事業ということであれば、県・国、そういった部分での財源があるわけですが、ここで見ますと一般財源だけで、一般財源が後で国から県から来るのかどうか、その辺もちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、ちょっと説明が不足して申し訳ありませんでした。

あくまでも千葉県農業開発公社が事業を実施しているということで、ここに書いてあります一般財源4,442万9,000円、これは市からの負担金ということで、これ以外、国の方から1億4,748万5,000円、それと県の方から5,870万1,000円、これが出ております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑は。

日下委員。

○委員（日下昭治） まず、221ページ、林業総務費の中の保安林植栽事業、ちょっと最初は保安林というから海岸の方かなと思ったら、林業という方になりましたので、その辺、ちょ

つと説明をお願いしたいと思います。

それと、説明資料の中において、69ページ、これは道路新設改良事業費に伴う公有財産拡張等の用地だろうと思いますけれども、補助金、8路線において3,500万円ほどありますね、これ、3,508万円ですか。そのどのような補償金の内容だったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、説明資料の77ページの駅前広場整備事業等、用地購入費等いろいろありますね。買い戻し面積がありまして、それが事業費4,104万9,089円ですか、それらについては、私もよく分かりませんので聞くわけですが、用地の方は市で購入しまして、工事等については県がやるということになるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、ページ数は特にないんですけども、旭市民まつり、いきいき市民まつりですか、それが公園事業費と農業振興費とまたがって支出されているかと思えます。その辺が旧旭でやったのがそのままだからだと思いますし、海上のやつが農業振興費であり、干潟町のやつがふるさと……、何という名前か忘れてしまいましたが、それについては観光費の方から出てくるということで、その辺、全部同じようなものが全く違う角度から出ていくということになりますと、市が一本になって事業を進める分には何か問題点が将来的に考えられるものが出るんじゃないかなと思いますし、18年度も同じような形で予算化されているかと思えますけれども、将来に向けまして、同じまま、このままで進まれるのか、もう少し集約したものでいろいろ中とするものか、その辺を併せてお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問ですけれども、221ページの保安林植栽事業でございます。

これは実は海岸の方でございます。旭市の中には保安林は、山の方と海岸の方、両方あります。17年に実施しましたのは神宮寺浜の方で2,800平米ほど、黒松等を植栽してございます。

それと、今ご指摘がありました市民まつり等の支出の関係でございます。平成17年、いろいろ合併等の中で、海上、それとこの旭市の市民まつり、これは農水産課の方の予算措置をしてありました。干潟のふるさとまつり、これは実は商工の方で予算がしてありまして、主に干潟の産業室で対応していたわけですが、これ一つは、同じような祭りじゃないかと、ご指摘のとおりであります。18年からは、海上、干潟、旭市の市民まつり、すべて農水

産課の中の予算の中で対応しまして、それぞれの地域のいろんな特性を生かした祭りを展開しようということで、現在、実施を予定しております。

それと、旭市の市民まつりの中も、実は17年まで3課が持ち回りで主催というんですか、当番を決めてやっていたと、健康管理課と都市整備課と農水産課。これは、3課でやっていますと、昨年の反省を次の年になかなか生かせない部分があるのかなというようなことで、平成18年からは農水産課の方で主に実施をさせていただいて、その中に都市整備課の事業、あるいは健康管理課の事業、そういう健康まつりとかそういうものも入っていただいて、一本化して実施をするということで、18年はやっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 説明書の69ページ、補償金の関係です。8路線の主な補償物件を申し上げたいと思います。

農業用のビニールハウスあり、立木、これは植木の補償ですね、それからブロック塀、それから倉庫が主なものです。

以上です。

○委員長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 説明資料の77ページ、旭駅前線用地購入費、これは事業に伴います道路部分の用地の購入ではございません。あくまでもお客さんに代替地として売却する土地の購入でございます。これは土地開発基金で先行取得してあるものを、それを市の方で購入して、さらに今度はお客さんに代替地として売却するためのものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） これは、今の都市整備課長のあれですと、道路に関するものでないということですね、これは。分かりました。

今、農水産課長の方で説明いただきましたけれども、18年度につきましては、同じような形で農水産課の方が担当するというところでございますけれども、今後、将来に向けて、その辺の協議をされたか、されないかで結構ですけれども、3地区で同じような形の体系のものをやっているわけでございますけれども、その辺を将来的にずっと3地区でやる方向でこのままいかれるのか、あるいはまた集約的にいろんなものを含めまして事業を組まれるのか、その辺、もし協議等、検討等をされているのか、いないということであれば、それは将来に

向けてその辺があれば教えていただきたい。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 秋の祭りでありますけれども、11月に実は3つの箇所重なって祭りが行われるということで、我々担当の方も、何か1か所でできないのかなという、実は職員レベルでは考えております。

ただ、地域地域へ行きますと、合併してもこの祭りって継続していただけるんですかねという声も結構あるんです。いろいろ我が地域ではこんなものがあるよとか、そういう声も聞かれます。そういう、祭りが終わった時点でいつも反省会等を実施しまして、将来、よりよい祭りの方向を考えていこうやと、みんなが参加できるというようなことで、そういうことで考えております。

ただ、現実には18年、3つの会場で実施しますので、それぞれ例えば海上の特産を旭の市民まつりに持ってきていただいて販売していただくとか、今年は市民まつりも、店舗を多くしようということで職員はやっております。特に3つの祭りは11月に実施しますので、ひとつポスターを作ろうということで、ポスターを各会場ごとに1枚ずつ作るんじゃなくて、3つの会場を1枚にばっと書いて、それを各店舗等に張っていただけると、11月にはこういう祭りがあるなど、例えば11月5日に市民まつりに参加できなかったけれども、12日には干潟であるな、23日には海上であるねと、そういうようなことで、3つの祭りを1枚のポスターにして、実施をする予定で今進めています。

いずれにしても、反省会等を実施した中で、地域の意見を聞いて、今後、この祭りにつきましては考えていきたいと思えます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 1点だけお聞きいたします。

説明書の69ページです。道路新設改良事業の中で、いただいたパンフレットなんですけれども、市道A-01-008ですか、これが4本ありますけれども、下の2本につきましては白紙の状態のもので、工事延長とかそういうのがないので、これにつきましては、この安全施設とか、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。これはまさに滑川議員おっしゃるとおりでありまして、上にある、これは要するに谷丁場遊正線です。上に延長と幅員があるのは補助対象、ここに空欄になっているのは、そのうちの補助対象外というふうに理解してもらって、そういった安全施設だとかというものを設置したとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 分かりました。ということは、これは3月までなんですけれども、4月以降についても、安全対策についてはだいぶ金がかかっているんで、来年のまた決算にはそういう話が出るということですね。分かりました。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 1点だけ、農水産課長にお伺いします。

ページ数ですが、203ページなんですけれども、農業後継者の育成事業なんですけれども、19の負担金補助及び交付金の中の新規就農者里親支援事業補助金260万円なんですけれども、この内容についてお伺いをいたします。

それに続きまして、209ページの上段にもこれが同じ項目で88万円というのがありますけれども、この違い、これをお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員さんのご質問の203ページの一番下の方に、新規就農者里親支援事業補助金、実は合併する前までに旧干潟町で、農業を新規にやろうという後継者に年額10万円、これを5か年間継続して交付をしましょう、これを基にして農業後継者の確保を図ろうという事業がありました。合併時には、これはこういう補助金じゃなくて、いろいろ研修をしていただく、そういうお金をむしろ出した方が後継者は育成できるのかなということで、単に農業に就農したということだけではどうかなというものもありまして、この交付につきましては、新規には交付をしない。ただ、5か年間交付をするということで合併時に入ってきましたので、これを予算措置させていただいて、支出をさせてもらったわけでありまして。

平成17年は26名でございました。それで、平成18年は25名、19年は18名、20年には14名、最終的に21年で6名ということで、すべて約束をしてあるものが終了するというこの事業

でございます。ご理解いただきたいと思ひます。

それと、209ページの新規就農者里親支援事業補助金、これは旧旭市の中でやっております、農業後継者の研修を受けられる農家、あるいは研修に行く農業後継者に対しまして、月2万円交付をさせていただいて、いろいろな研修活動を通じて後継者の育成を図る、こういうものでございます。これは現在も制度は続いておりまして、市内の中で6名ほど活用して研修等を受けております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にならぬようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの所管の課は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまましばらく自席でお待ちください。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時14分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて担当課長より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、9款消防費につきまして、主な事業についてご報告を申し上げます。

まず、常備消防の関係でございますけれども、消防車両整備事業といたしまして、説明資料の83ページをお願いいたします。

高規格救急自動車の整備といたしまして、千葉トヨタ八日市場営業所と契約をいたしまして、契約金額は3,337万779円でありました。納車日につきましては、3月22日でございます。なお、配備先につきましては、旭消防署でございます。現在支障なく稼働しております。

次に、非常備消防の関係についてご報告を申し上げます。88ページをお願いいたします。

消防車両整備事業といたしまして、消防ポンプ自動車CD-1、これは旭方面隊の第七分団第一部の配備でございます。契約は、株式会社モリタ東京ポンプ営業部でございます。金額につきましては、1,254万7,500円でございます。納車日は3月22日でございます、現在支障なく稼動しております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、総務課の方からご説明申し上げます。

決算資料の86ページをお願いいたします。防災対策事業でございます。それと、決算書では273ページになります。

それでは、防災対策事業についてご説明申し上げます。

初めに、防災行政無線装置保守委託料389万1,300円のことです。これは、現在運用しております防災無線の親局、それから屋外小局、それと移動系の無線設備に係る保守点検委託料で、通年の保守点検契約として締結しております。契約先は、スイス通信システム株式会社、千葉市中央区でございます。この業者は当システムを設置した業者でありますので、随意契約でございます。内訳といたしましては、旭地域が180万750円、それから海上地域が94万5,000円、それから干潟地域が76万2,300円です。同じく飯岡地域分につきましては、同様の理由から契約先は株式会社東芝東関東支社で、金額は38万3,250円となっております。決算書は、備考欄1番の13節委託料、防災無線保守委託料となります。

次に、2番目の防災服の整備274万7,682円です。これは、合併に伴いまして防災服を旧旭市に統一することとしたことにより、旧3町分の職員分349着を購入したものでございます。内訳といたしましては、長袖シャツが同じ数、349着、それからスラックスの男性用が201着、女性用が148着です。4社による指名競争入札で、契約先は有限会社ワーキングウェア川口、旭市ニの1753番地1でございます。契約金額は、この金額です。274万7,682円。決算書では、273ページの備考欄1番の11節需用費中の消耗品費の中に含まれております。

次に、防災行政無線等修繕費198万8,050円ですが、これは旭地域内の屋外小局1局、これは江ヶ崎でございます。これが落雷による故障で修繕をしたもので、機器の交換費用として96万6,000円、それから飯岡支所の親局のスピーカーの交換費用48万3,000円が主な支出でございます。その他、バッテリー交換やアンテナ交換、取り付け等の経費でございます。決算書では、やはり同じく273ページの備考欄1番の11節需用費中の消耗品費でございます。

次に、防災アセスメント調査業務委託費68万円でございますが、これは防災計画の作成に

に伴い、地域防災計画をより実践的なものにするため、防災体制全般を見直すための調査で、17年、18年の継続事業として実施しております。それで、今回のっておりました17年度中の業務の出来高の1割分ということで、68万円を支出したものです。なお、業務は本年の11月30日に完了の予定でございます。やはり入札で、契約先は、アジア航測株式会社千葉支店、千葉市中央区でございます。2か年の総事業費は756万円となっております。そのうちの68万円を17年度で支出したものでございます。決算書では、273ページ、備考欄1番の13節委託料中の防災アセスメント調査委託料でございます。

次に、消火栓設置維持管理負担金404万8,000円です。これは、旭地域内に3か所設置した消火栓の負担金100万円と、市内9か所の消火栓の維持負担金304万8,000円で、いずれも水道企業会計へ支出したものでございます。決算書では、やはり273ページ、備考欄1番の19節負担金及び交付金でございます。

次に、その他の経費345万8,596円ですが、この経費は主に事務費等でございますが、そのうち防災行政無線の回線使用料157万6,071円、屋外小局の電気料42万2,325円、それから防災無線移動系再免許申請手数料80万7,400円、防災備蓄品代22万1,760円等が主な内容でございます。

次に、隣のページになります。防災基盤整備事業、87ページでございます。決算書では、同じく273ページになります。

これにつきましては、合併に伴い、防災行政無線の整備、統合を図る新システム整備のための調査設計業務の委託を実施したものであります。合併に伴い、現在、旧市町の運用形態のまま防災無線を運用しておりますが、本来割り当てられる周波数は1市町村1周波数と定められておりますことから、合併後、速やかに統合整備を内容とした移行計画書の提出が、総務省の関東総合通信局より求められております。整備の基本方針としては、現在のアナログ方式から最新システムのデジタル方式に整備の予定でございます。この新システムにより、耳の不自由な聴覚障害者の方々にも情報伝達ができるデジタル文字受信機の設置が可能となります。

調査設計については年度内に完了してありまして、移行計画書につきましては、本年7月に関東総合通信局と協議をし、了承をいただいているところでございます。整備の計画年度につきましては、来年20年度から24年までの5年間を予定しております。最新施設の整備により、より効率的な防災通信体制の整備を図る予定でございます。

なお、契約先でございますが、10社による指名競争入札の結果、株式会社建設技術研究所、

これは東京都中央区でございます。金額は997万5,000円でございます。

次に、その下の耐震性防災井戸式消火栓設置工事請負費283万5,000円です。この工事請負費につきましては、耐震性のつき井戸消火栓を設置したものでございます。3か所についた井戸を一本にまとめた消火栓で、旭地域の新町下町地先、下一公民館付近と江ヶ崎地先の旭農校江ヶ崎農場付近の2か所に設置したものでございます。いずれも、決算書では274ページ、備考欄、一番下になりますが、次のページの275ページの一番上の13節委託料と15節工事請負費が、これに該当いたします。

なお、これに伴う歳入の関係でございますが、決算書の54ページをお願いいたします。

54ページの4目消防費、1節消防債、備考欄5番の防災基盤整備事業（防災井戸）210万円がこれに該当します。なお、充当率は75%でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、庶務課におきましては、主要事業のうち、海上中学校建設事業、説明資料の96ページをご覧いただきたいと思いますが、決算書においては295ページでございます。

本事業につきましては、17年度、18年度の2か年継続事業で実施をしているところでございまして、17年度の決算額につきましては、総額4億3,274万5,000円となりました。それで、その内訳でございますけれども、中段の事業内容の表にございますが、決算額のほとんどは、校舎等の改築工事請負費4億3,132万円でございます。17年度は校舎等改築工事部分におきましては、請負工事費の17年度分の完成見込み分40%の3割を、1億8,396万円になりますが、前払いをしております。また、出来高払いといたしまして、年度末に完成高30%の9割分から前払金を差し引きいたしました2億2,995万円を、さらには運動場の整備工事部分におきましては、工事請負費の17年度中の完成高70%の3割を、1,741万円でございますけれども、前払金として支出しております。

これら工事の財源内訳でございますけれども、上段の表部分の財源内訳欄にございますように、国庫補助金が1億3,076万9,000円、合併特例債2億5,370万円ほかとなっております。

なお、この国庫補助金につきましては、歳入の方ですが、決算書35ページにございます。

それで、本工事の運動場整備工事部分につきましては、本年5月10日、すべて完了をいたしております。それから、現在、校舎につきましては、来年2月末の完成に向けまして、鋭意工事中でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、お手元の説明資料92ページをお開きください。小学校教諭補助員配置事業につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。決算書につきましては、291ページでございます。

昨日の一般質問の中で、1学級の定員は40人ということでお答えさせていただきましたけれども、40人の学級を1人で持つというのは大変苦しいものがございます、市としては、小学校教諭の補助員といたしまして、低学年36人以上のクラス及び学級崩壊等を出さないためにも、学級運営が非常に困難なクラスを対象に、小学校に10名の補助教員を配置させていただきました。また、もうお一人は、これからの小学校英語教育の先取りといたしまして、小学校に1名、英語教諭を配置させていただきました。これにつきましては、学校現場から学校運営上、大変効果があるということで、大変喜ばれている事業でございます。

同様に、98ページでございますが、決算書につきましては299ページでございますけれども、これにつきましては、同様に、中学校の方にも同じような内容で3名の中学校の補助教員を配置させていただきました。これにつきましては、下に事業効果ということで述べてありますけれども、少人数指導やチームティーチングによりまして、子供たちがゆとりを持って学習することができるということで、各学校の方からも大変喜ばれている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課からの事業の説明を申し上げます。

説明資料の103ページ、文化振興事業につきましてご説明申し上げます。なお、決算書につきましては、311ページです。

誠に申し訳ありませんが、事業内容の中でちょっと誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。

事業内容の9行目に「第10回生涯学習フェスティバル」、11行目に「第10回生涯学習フェスティバル」とありますが、誠に申し訳ありませんけれども、「第1回」の間違いでございます。申し訳ありません。

それでは、文化振興事業について申し上げます。

この事業費は、旭市民の文化意識の高揚を図るために、東総文化会館を主に会場として開

催した、自主事業と文化活動を行う団体への助成が主なものであります。自主事業としては、音楽鑑賞としての夏川りみコンサート、小中音楽鑑賞教室、舞台芸術鑑賞として、松竹特別公演「付き馬屋おえん」、また、市民参加のイベントとしまして、市民音楽祭、市民ミュージカル、それからグリーンコンサートとスプリングコンサートを開催いたしました。このほか、旭寄席、それと生涯学習フェスティバルの中での文化講演会などを行っております。そのほか、去年は合併記念としまして、NHK公開番組「コメディ道中でござる」も実施されました。また、各地区においての文化祭も開催されております。

そのほか、その次の補助金166万5,900円につきましては、旭市文化施設使用助成要綱に基づきまして、東総文化会館使用に対して使用料の2分の1の範囲内の助成をしたものであります。報償金につきましては、旭少年少女合唱団講師3名の謝金であります。

以上、事業費としまして2,819万7,395円になります。

なお、収入につきましては、その事業の入場料収入でございます。

以上であります。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方から、決算書の350ページをお願いいたします。350ページの一番下の予備費でございます。予備費の充当状況についてご説明いたします。

主なものを申し上げます。全体で37件、1,420万1,000円あったわけでございますけれども、主なものを申し上げます。

2款総務費、市章決定に当たっての経費に212万6,000円を流用いたしました。それから、9款消防費、防災行政無線修繕に144万9,000円、それから10款教育費、小・中学校施設アスベスト対策の経費に284万2,000円、小学校施設修繕等に250万円ということで使っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 担当課長の説明は終わりました。

それでは、9款消防費から14款予備費までについて質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 2点ほどお尋ねをいたします。

収入の方で27ページ、11款1目3節保健体育費負担金、ここに940万円、これは学校給食費ですかね、収入未済額が946万8,000円ございます。これは結構大きいと思うので、その額の、年ごとに増えているのかどうか、その辺も聞かせてもらいたい。

それから、給食センターは3か所ありますよね。その給食センターごとのこの未収の額が分かれば教えてください。

それから、もう一点、旭市にいろんな体育施設がありまして、体育館だとか野球場、庭球場があります。その辺の施設の利用状況、それから、合併してその施設の利用料が増えたのかどうなのか、その辺を併せてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 審査の途中ではございますが、おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご異議ないようでございます。

よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。4時50分まで10分間の休憩をとります。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時50分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

柴田委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、決算書27ページの収入未済額946万8,663円につきましてご説明をいたします。

これにつきましては、第一給食センターが499万3,715円、第二給食センターが411万6,414円、第三給食センターが35万8,534円で、合計946万8,663円でございます。そして、17年度分を見ますと、第一給食センターが108万9,210円、第二給食センターが106万9,590円、第三給食センターが10万3,384円、合計しますと226万2,184円でございます。

そして、今までの分を示しますと、第一給食センターにつきましては、平成10年度から16

年度まででございまして、人数にしますと77人、延べ人数にしますと150人ということでございまして、390万4,505円、それから第二給食センターにつきましては、平成13年度から16年度までで、人数にしますと138人で、延べにしますと171人、そして合計が304万6,824円、第三給食センターにつきましては、平成14年から16年ということで、人数にしますと7人、延べ人数も同じく7人で、25万5,150円、合計しますと720万6,479円でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、社会体育施設の利用状況につきまして答弁いたします。

まず、条例に規定する市内の体育施設は、全部で19施設あります。そのうち使用料の伴う体育施設につきましては、15施設です。利用状況につきましては、これは通年でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○生涯学習課長（花香寛源） まず、把握できる有料の施設と無料の施設がありまして、無料の施設として、旭卓球場と尚武館があります。それと飯岡地区の児童体育館と横田会館は学校と隣接しておりますので、学校行事での生徒の利用が多く、それにつきましては、利用の人数は把握しておりません。

それでは、まず野球場ですが、市内には5か所、野球場があります。旭野球場、海上野球場、これは蛇園です。それと海上にありますコミュニティ野球場、それと飯岡野球場、干潟地区のさくら台の野球場、合計で3万682人であります。前年対比で3,809人、14.2%の増となっております。これは、平成16年10月に海上コミュニティ野球場がオープンしたこともありまして、その分が増となっております。ちなみにその海上の野球場ですが、平成17年度については8,616人、平成16年度につきましては2,409人であります。

続いて、庭球場、やはり市内に4か所、各地区にあります。これにつきましては、平成17年度の利用者は1万8,901人、これは前年対比で1.1%の減と、それほど変わっておりません。

体育館につきましては、総合体育館と飯岡体育館の2か所、平成17年度の利用者は16万4,321人、前年対比4,641人の減であります。率に直しますと2.8%です。これは、総合体育館のサブアリーナが、昨年合併してから12月まで議会の会場となったことによりまして、利用者が減となっております。

その他の施設としまして、卓球場、弓道場、尚武館、飯岡にありますスポーツ公園など、

これについては2万9,745人で2.9%の減です。

総体的に全施設を合計いたしますと、平成11年度の利用は24万3,649人、平成16年度は24万5,569人となっています。

それと、使用料につきましては、決算書の29ページにあります。決算額としまして1,530万3,380円となっております。これは7月からでございます。これの平成17年度、通年で申し上げますと2,131万6,682円、平成16年度は2,122万4,233円で、体育館の使用料が減で野球場が増というような形で、使用料的にはほぼ変わらない状況であります。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、ご質疑申し上げます。

説明書の94ページです。中学校の耐震診断ということで、屋内運動場並びに校舎ということでのってございます。旭市全体では、市長の方からは、まず子供たちのために耐震診断をして、安心して安全な学校を作るんだという、環境を整えるための施策としてご努力いただいているところでございます。

今回の17年度で耐震診断をした内容につきまして、報告書の作成ということでございますけれども、どうなっているかどうかお伺いをいたしたいと思います。また、その結果につきまして、今後についてはどのような対応をされるのかどうかも含めてお願いしたいと思えます。これが第1点目です。

それから、99ページ、課外活動の支援事業でございますが、専門的な指導者を必要とする中学校の課外活動の支援ということで、それぞれ歳出ということで指導員の13人分、種目別の内容がのってございます。合計260回ということでございますが、この指導員の方々について、どのような形で協力をいただいていたものかどうか、要は、何か指導したいけれども、課外授業ということでやらせてくれないかということでこういった事業になったのか、それとも、学校、あるいは教育委員会の方でそういうお考えがあつて合致して進めてきたのかどうか、そういう点につきましてお伺いしたいのと、平成17年度の今回改正になってございますけれども、13人の方々のご協力につきましては、中学校は5校あるわけでございますけれども、その5校でどういった活動をされているかどうか、お分かりでしたらお示しをいただきたいというのが、2点目の質問です。

それから、本会議でもいろいろ一般質問なり、あるいは今後の方向ということで質問が出

ている中で、18年度9月を迎えているわけですが、以前、かがやきプランということで、今回も本会議で議論がされましたが、やはり学校の特色を生かすためには、子供たちが伸び伸びと先生方と一緒に特色を持った学校づくりというのが必要だというふうに思っておりますし、そういった意味では、違った形で事業が展開されてきているということを考えて場合に、平成17年度を締めるに当たりまして、もう少し検討してほしいなというふうなことを思う一人でございますけれども、その点、将来的にわたりまして、特色のある学校づくりということで検討をいただければ、その内容、いただければ、ぜひしてほしいという希望も含めて、ご答弁いただければありがたいと思います。

それから、教育長がおられますので、平成17年度の決算を迎えるに当たりまして、ちょっとお尋ねしたいんですが、今、総合学習ということで頑張っていたいておりますけれども、ゆとりの時間があるわけです。私は以前から、学校教育に社会教育性を持たせたらどうかということで議論をさせてもらった一人ですが、それがいわゆるかがやきプランにも移行していくものだと思いますけれども、教育長につきましては、そういう、子供たちに小学校から中学校までに、例えば音楽であれば、生の器械に触れる、要は、お金のかかることですが、ハープですとか、ふだんなかなか触れていない器械に触れさせる、あるいは声楽とか、そういった専門的な方々の指導によって、あまり堅苦しくなくて、れっきとした施設でなくて、学校現場で触れるような、そんなことをぜひ平成17年度決算を終える段階で検討していただきたいと思うんですが、つけ加えてお答えがございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、ただいまの総合学習のゆとりの時間ということでございますが、神子議員のおっしゃるとおり、確かに学校教育にそのような社会教育の面、あるいは芸術文化、そういうものを導入して、幅広い、本当に潤いのある学力ということで、日ごろから教育を考えているところであります。

ですから、今、音楽という例が挙げられましたけれども、音楽の面では、小学校、中学校に音楽鑑賞教室等も実施しております。これは、全部のこの20校、小学校と中学校別々に行っておりますけれども、全20校に対しまして、中学校の場合は学年指定とか学校指定でやっておりますけれども、小学校の場合は、全15校、希望者から保護者の方も一緒に聞くという

ような形で、音楽鑑賞、それをやっております。ふだん学校にないような楽器も来ていただきまして、聴いてもらっております。そういうようなことで、ただいまご指摘のそういうような面も考えて、今、教育に取り組んでいるところでございます。

それから、社会教育ということでございますが、これはキャリア教育ということで、小学生から、例えば農校で稲刈りを一緒にやってもらったり、それからいろいろな事業所に行つて、そこで働いている人と一緒に働くとか、中学生もこれも各事業所、いろいろな所をお願いしまして、ご迷惑をおかけしている所もあるかと思いますが、体験学習等も行っております、そういうようなことで、ただ、学校で学習をする、これは基礎的な学力を高めることも本当に大切なことですので、それに対しましても力を入れているところでございますが、各多方面にわたりましてそういうようなことで取り組んでいるところでございます。

確かにかがやきプランということで、各学校の特色を出していただくということでやっておりますけれども、そういういろいろな面でこちらで手を差し伸べて、そして各学校に満遍なく教育を行うという、そういうことで、私ども、日々努めております。

そういう面で、この前の議会でも答弁いたしましたように、先生方の指導力も高めないと、やはりそういうところでも向上しませんので、校長、教頭、教務主任、研究主任等、各その種目別の研修等も行っております、ご指摘のような、そういうような方針で、合っている面が多いんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、94ページの中学校の耐震診断の調査事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、二中の屋内運動場と、それから北校舎、南校舎、これら学校施設につきまして、17年度耐震診断を実施いたしましたわけでございますが、ここの中段にございますように、報告書の作成ということで、その調査結果をまとめましたものを報告書として提出をお願いしていただいております。

それで、それぞれの内容を簡単に申し上げますと、まず、屋内運動場につきましては、2次診断を実施いたしまして、その建物そのものが計数的に耐震補強に値しない、改築が必要だという、そういう結果の報告を受けております。それから、北校舎と南校舎でございますが、これらにつきましては、1次診断ということで基礎的な診断をさせていただいております、その結果、北校舎につきましては極端に強度が低いものですから、これまた耐震補強

には、もうどうしようもない状況でございまして、改築をしなければならないというような報告が出ております。それから、南校舎につきましては、若干強度的にありましたものですから、18年度で2次診断を実施しまして、より詳細に調査をさせていただいております。

それらの結果につきましては、ちょうど微妙な状況と申しましょるか、建物そのものも昭和35年から38年にかけてずっと整備した校舎でございますので、実際のところ、強度がある程度確保できたにしても、耐震補強でいいのかなのか、その辺がまだ方向性が定まっておられません。それで、一般質問の中で市長の方からもご答弁申し上げましたが、耐震診断の結果がそろそろすべて出そろいますので、大至急、それらにつきましては検討を加えまして、どういう方向で進めていったらいいのか、その整備の方向を全体的に決定していきたいということを事務局としては予定しております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から、課外活動支援事業につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、指導員13人がどのようにして各学校に配置されたのかといった理由でございますけれども、中学校の方につきましては、今、さまざまな部活動がございますけれども、正直、顧問の先生方が大変不足している状況でございます。ですから、こういった部活動の顧問の不足等も、理由の一つに考えられるということでございまして、それにつきましては、それぞれ各校長の方は、学校運営上、大変苦慮しているところでございます。また、子供たちは一生懸命、専門的な指導を望んでいるにもかかわらず、専門的な指導のできる教員が不足しているというような状況がございまして。

それから、昨年度、中学5校で活動していたのかという部分でございますけれども、スタートが4月からスタートした場合に、旭の一中、二中だけでスタートしたものですから、合併が7月でしたものですので、ほかの3校につきましては周知できない部分がございました。夏休み等を利用して各校長先生方にはそれぞれご説明したんですけれども、年度途中といったこともございまして、利用者はございませんでした。ですから、その数字260回というのは、旭の一中と二中ということでございます。

来年度につきましては、現在やっているわけですが、これにつきましては、各5校ともそれぞれの校長先生方は、大変喜んでいただきまして、それぞれ平均的に利用をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 94ページの耐震診断の結果をもってすべて出そろうということの全体的なことにこれから触れていこうということですが、今、海上中が立派な校舎ができようとしています。実は今お話がありましたように、昭和35年から36、37年と中学校が統合されて、中央中学校から旭二中で、校庭は資材置き場で校舎が建ってきたという経緯を見てきた一人なんです、やはり旭全体で見ますと、どうしても人が増えたから校舎を作る、そして特別教室が無いから継ぎ足すというような、これは学校現場だけではなくて中央病院もそうかと思えますけれども、あまりにも計画性がないような形で今日まで来てしまったのかなという感もあるような感じがいたします。

ですから、旭二中にかかわらず、敷地のこともあります、ぜひ検討するにつきましては将来に禍根を残さないようないい形で検討して、思い切ったことができることも大事なのかなというふうに思いますので、その辺は診断の結果を見ながら、海上中のよさを十分に組み込みながら、建て替える場合にはその点も含めて十分に検討していただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

それから、今お話をいただきました指導員の関係でございますけれども、旭には恐らく隠れている指導者がいっぱいいるというふうに思っております。ぜひ自分の母校とか、あるいは今住んでいる旭市に指導者の一員として頑張れるような人材を発掘していただいて、すばらしい子供たちが育つような環境をぜひ作っていただきたいということを要望いたしまして、質疑を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 神子議員の関連でよろしいですか。

二中のことなんです、私も第1期卒業生なもので、実際にコンクリートづくりというのは、減価償却が最高でも47年にしかならないんですよ。ですから、これは昭和35年に作って36年の4月から開校していますから、この分の北も南もそうなんですけれども、もう耐用年数の3分の2以上を過ぎているのに、耐震診断をしても、また、これの強度を強くしても意味が無いと思いますので、これはもう既に改築の方向で検討していただきたいと思うもので、つけ加えておきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（林 俊介） 答弁は必要ないですね。

○委員（滑川公英） はい。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） これは質疑というよりも、ちょっと教えていただきたいと思うものがございまして、お願いしたいと思います。

海上県立キャンプ場の維持管理費の関係でございすけれども、今、この決算書で維持管理費が815万144円ですか、予算の中でこれが入っているのは、県立キャンプ場管理委託費で県支出金で272万3,000円くらいと、かなり県から来るのは、過去、海上時代もそうだったんですけれども、だんだん年々減ってきているような感じがするわけでございす。それでまた聞くところによると、私も定かなことがよく分かりませんので聞くわけですけれども、管理をされている方々の賃金がだんだん厳しくなるというような話を、ちょっと愚痴みたいなことを聞くことがあるわけでございすけれども、その辺のものとして、今後考えられるものは、どんなことが考えられるのかなと思ひますけれども、何か一時、県より地域自治体の方へ管理をすべて任すんだと、払い下げみたいな形でやるという話も聞いていますし、その辺のものとしては今後どういう形で考えられるのかなということをちょっと教えていただければと思ひますけれども。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、海上キャンプ場のことの質疑がありましたので、ご答弁いたします。

まず、決算の関係をちょっと話したいと思います。309ページ、これが歳出で、この11の県立海上キャンプ場の維持管理費として815万144円の決算であります。それと関連しまして、44、45ページですが、その6に、上から3段目、教育費委託金の中で社会教育費委託金で272万3,000円の予算がありましたけれども、収入は0でありました。実はここの部分につきまして、海上キャンプ場の委託費があったわけですけれども、これは7・3の決算でありまして、4・6で、いわゆる4月から6月で1,120万4,000円を歳入されております。歳出の方ですが、やはり同様に4・6でも支出してありまして、同金額を歳出しているところでございす。

それと、海上キャンプ場の運営についてであります。確かに平成17年度は市で行っておりましたが、今年から県の、自治法の改正によって、指定管理者制度を県の方が導入いたし

まして、平成18年度からはこの海上キャンプ場については、千葉県森林組合連合会と塚原緑地研究所グループとの共同経営による民間団体が、管理運営を行っているところであります。以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） 指定管理者制度の関係で、多分そういう形に厳しくなったということが出ているのかなと思いますけれども、その辺は県が管理者制度をとって、県の方ですべてやったわけですか。その辺、入札等減っているような関係は、分かれば教えていただけますか。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 県の入札制度の中で、市も参加いたしました。それで、この今言った所に管理が委託されたということです。

○委員長（林 俊介） ほかに。

明智委員。

○委員（明智忠直） 1点だけちょっと質問させていただきます。

説明資料の93ページですけれども、放課後児童健全育成事業、保護者、地域の皆さんから大変喜ばれて、特に両親は本当にありがたく感謝しているところでありますけれども、7校、今、学童があるわけですけれども、ほかの地域の学校が要望が出ないかどうかをひとつお聞きしたいと思います。

そしてまた、学校別のその児童数はどのくらいいるのかどうか教えていただきたいと思います。

もう一つ大事なことは、この学童保育、指導員が18人いるわけですけれども、各学校に何人配置されているかは数字は分かりませんが、いろいろ今、非常に社会問題になっております少年犯罪、少年同士、そしてまたキレるといいますか、先生、親に対して切れるようなその部分、また社会人でも情緒不安定、不審者が徘徊をしているというような状況の中で、学童の施設でありますけれども、本当に安心して安全なその学童の施設で子供がいられるのかどうか、私も孫が矢指学童に入っているわけでありまして、いつも迎えに行く時もあるんですけれども、もう誰でも簡単に入れるような状況でありまして、そこら辺の本当に安心が確保できるのかなと本当に不安である時もあるわけですけれども、前にそんな問題がありまして、今の先生方2人か3人ぐらいのその対応では、そういったものが不審者が入ってきた場合にはとめようもないような状況でありますし、ちゃんとしたその教室、施

設で学童を見てもらうということが、親、そしてまた祖父母の思いでありますので、その辺の改良につきましてもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

その辺のことについて、学童の人数と併せまして、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願います。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、まず人数の方でございますが、17年度につきましては、中央学童が、平均しますと57人でございます。そして、干潟学童が平均して29人、共和学童が17人、矢指が20人、豊畑が21人、富浦が11人、三川が18人、平成17年度は以上でございます。

指導員でございますが、こちらの方は、安心・安全ということを考えまして、10人に1人ということで指導員の方を配置している予定でございます。

なお、昨年度は、そこに示してあるとおりでございますけれども、本年度からは、海上地区の方に嚶鳴学童、それから干潟地区の方に、中央の公民館を使いまして、公民館に1つ、それから旭に琴田学童が入りまして、それで旭市内の小学校には全部学童が配置されました。

先ほどの件で、今後の見通しでございますけれども、過日、文科省の方から放課後学級という部分が出ましたので、その辺のところをまだ私どもの方も、詳しく文科省の方から説明はありませんので、その辺のところについて今後検討していかなければならない部分じゃないかなというふうに思っています。

この放課後学級というのは、それぞれの学校の学級を利用して、放課後、子供たちを預かるという部分でございますので、この学童保育と多少異なる部分がございますので、どの辺で協賛していく部分なのかは今後検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、保護者の方も、現在、飯岡小学校の方の保護者の方が、開設をしてほしいということで要望書が出ております。ただ、先ほどお話ししましたように、今後は全学校が放課後学級ということで開設をなさいたいというのが出ていますので、その辺どのようにしていくのか検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） キャンプ場といいますか、滝のさとでの樹木管理費ですか、これが270万円、大変多いんですが、毎年このぐらにかかっているんですが、307ページ、ほかにあと青年の家とか公民館、中央公民館等々いろいろありますが、この樹木剪定の業者選定、あるいは業者の指名はどのようになっているか、お聞きをいたします。今までだと、各町々でやっていたのですが、今度合併しましたので、どのようにやっているのかお尋ねをいたします。

それとあと、297ページ、備考欄の19、競技会等参加補助金とありますが、これは何に出した補助金か、お尋ねをいたします。297ページ、決算書ですよ。中学校の競技会等参加補助金27万円と出ていますが、これを何に出したかお尋ねいたします。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） まず、滝のさとの自然公園の維持管理費でございますが、この予算につきましては、土木の管理でやっていたものですから。

申し訳ありません。

○委員長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、競技会等参加補助金でございますが、これは中学校、小学校の県大会で優勝しまして関東大会に出場したチームに、補助金ということで交付したものでございます。昨年度につきましては、旭二中の卓球、それから陸上、それから飯岡小学校が県大会で優勝しましたので、関東大会に出場して1泊2日で行きましたので、その補助ということで出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 木内委員。

○委員（木内欽市） その補助は、補助率みたいなものはあるんですか、全額ですか。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 交通費の2分の1ということで補助させていただきました。

○委員長（林 俊介） よろしいですか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） では、特にないようですので、9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 申し訳ございません。1点訂正させていただきたいと思います。

決算書の説明資料87ページをお願いいたします。

防災基盤整備事業でございます。その防災井戸の関係でございますが、先ほど私、説明の中で、この新町下町、これを読み上げたんですが、正確には新町の上町、下でなく上です。場所も、上町の集会所でございます。

なお、これに伴います契約の関係でございますが、契約先は株式会社ヒサタカ、東金市田間でございます。入札の方法は、随意契約でございます。これは、その井戸の工事が特許となっております関係、親会社が特許を持っておりますので、その関係で随意契約をしたものでございます。

それと委員長、もう一点よろしいですか。

○委員長（林 俊介） はい、どうぞ。

○総務課長（増田雅男） 午前中の質疑の関係でございました市バスの関係、向後委員さんからご質問があった件でございますが、あの時、私、使用料の関係は、ETC、高速道路の料金だけと申し上げました。有料駐車場の場合もその分は負担していただいているそうです。

それと、青ナンバーの関係ですが、調査した段階では、行政で青ナンバーをとっているような所は今のところないようです。それで、陸運局の方も、やはりその辺は民間の業者と競合するような形になって、また料金設定だの、そういういろんな問題もあるので、今のところそのようなことはないようでございます。

以上です。どうもありがとうございました。

○委員長（林 俊介） 以上で議案第1号の質疑を終わります。

---

#### 議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長(林 俊介) 以上で、本日予定しておりました議案の審査は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は19日午前10時よりこの委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時34分